

第四十回国会 参議院 逓信委員会 會議録 第十六号

昭和三十七年三月二十七日(火曜日) 午前十一時五分開会

委員の異動

三月二十六日委員永岡光治君辞任につき、その補欠として光村基助君を議長において指名した。
本日委員森中守義君辞任につき、その補欠として永岡光治君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 安部 清美君
- 理事 寺尾 豊君
- 委員 野上 元君
- 委員 白井 勇君
- 新谷寅三郎君
- 鈴木 恭一君
- 野田 俊作君
- 谷村 貞治君
- 久保 等君
- 鈴木 強君
- 永岡 光治君
- 光村 基助君
- 奥 むめ子君

○簡易保険郵便年金福祉事業団法案 (内閣提出、衆議院送付)

○委員長(安部清美君) ただいまより開会いたします。

委員の変更についてお知らせいたします。
三月二十六日永岡光治君が委員を辞任せられまして、その補欠に光村基助君が選任せられました。
三月二十七日森中守義君が委員を辞任せられまして、その補欠に永岡光治君が選任せられました。

○委員長(安部清美君) 簡易保険郵便年金福祉事業団法案を議題といたします。

前日に引き続き質疑の通告がございますので、順次これを許します。

○野上元君 三十三条について質問いたしますが、この三十三条を読んでみますと、「簡易生命保険又は郵便年金の加入者の意見が業務の運営に反映できよう」ということで、特定の審議会のごときものを作られるようなことが書いてありますし、あなたのほうから配られたパンフレットを読んでみますと、そういうこともちゃんと約束をされておるようですが、この問題については、すでに同僚議員のほうから質問されましたが、郵政当局としてはどういうふうにお考えになっておるか、お答え願いたいと思っております。

○政府委員(板野肇君) お答えいたします。事業団の内部の規程をもちましてこの運営審議会というものを設けまして、簡易保険加入者の意見が十分に

事業計画なりあるいはその他の重要な事項につきまして、その意見が反映するような方法をとりたいというふうにお考えの次第でございます。

○野上元君 具体的にどういう方法でおやりになりますか。

○政府委員(板野肇君) この審議会は、事業団の理事長の諮問に應じまして業務の運営に関する重要事項を審議、調査するという目的を持ちまして、審議会の委員は目下のところ十五人ぐらゐをもって組織する。この委員につきましては、理事長が郵政大臣と協議してこれを委嘱する、その委員は加入者の利益を代表するものと認められる者あるいは学識経験を有する者といたしたいというふうにお考えしております。

それから委員の任期は、大体二年、委員は一応非常勤ということにいたします。必要のある都度これを開催するというような方法でいきたいというふうにお考えしております。

○野上元君 あなたのほうで構想を持っておられる委員会というのは常設機関ではあるが、その実際の仕事は非純動である、こういうことになるわけですか。

○政府委員(板野肇君) そのようにたゞいまのところ考えております。

○野上元君 そうしますと、この委員に支払う手当というものは、どういうふうにお考えになっておりますか。

○政府委員(板野肇君) 開催されますときに、この旅費と手当というものを

出すというふうにしたすわけでございます。

○野上元君 その旅費、手当というのは通例各種委員会の例にならっておやりになるのですか。

○政府委員(板野肇君) この種の審議会の委員と同じような額にいたしたいというふうにお考えしております。

○野上元君 同じ条の第三項には郵便局のこの事業団に対する協力を要請しておりますが、この協力というのは、どの程度の協力なんでしょうか。

○政府委員(板野肇君) たとえば、この簡易保険の診療所関係の業務、どこに申し込んでどういう工合にしたらいいかということ加入者の方には知らせたい、あるいは加入者ホーム、保養センター等の申し込みにつきましては、郵便局に申し込んでくれれば、それを施設のほうに通知する、あるいは施設の内容を説明したり、利用の資格を調査確認する、そういうような協力をするわけでございます。

○野上元君 そうしますと、従来は郵政省が直接的にこれらの厚生福祉の援護をおやりになっておったわけですか

ら、したがって、郵便局がこれらの福祉施設に対する協力をすることは、ある意味では当然だと思っておりますが、今回はこの法案が成立するということがなれば、全然別個なものになるのです、その協力に対する報酬といいますが、そういうものはお考えになっておりますか。

○政府委員(板野肇君) 先ほど申し上げましたような仕事は、この簡易保険の本来の業務の一つと考えてもいいのじゃないかと私も考えておる次第でございます。

○野上元君 そうしますと、今協力の範囲をあなたのほうでお答えになりましたが、それ以上のことはさせないというふうにお考えになってよろしいのですか。

○政府委員(板野肇君) 先ほど申し上げましたように、本来簡易保険事業の業務とみなされるようなもの以外にはやらせないつもりでございます。

○野上元君 次には三十五条に移りますが、この条には大蔵大臣と郵政大臣が協議しなければならぬ事項についてたくさんあげてありますが、この場合に「協議」というのは、どういうふうにお解りしたらいかがいのか、たとえば大蔵大臣の同意あるいはまた承認等を含んでの協議なのか、単に話し合えばいいのか、その点をお聞きいたします。

○政府委員(板野肇君) 原則といたしましては協議が成立しない場合にはこの効果が発生しない、そういうように法律的には解釈をしております。協議整わざる場合にはその効力は出ないというふうにお考えしております。

○野上元君 そういふふうにお解りいたしますと、大蔵大臣の権限というのはここでもまた相当大きなものがあるとは郵政大臣だけの監督ではなお不十分だといふふうにお考えになっておるのか。それとも各種事業団あるいは公園

本日の会議に付した案件

説明員

- 郵政大臣官房 土生 滋久君
- 人事部長 滋久君
- 郵政大臣官房 金澤 平蔵君
- 郵政省簡易 板野 學君
- 保険局長

がこういうふうによつておるので、この事業団もその例にならつてやつておるんだ、こういうふうによつておるのよいか、どちらですか。

○政府委員(板野學君) ただいま先生のおっしゃいましたように、私どももいたしましてはなるべく協議の範囲を少なくしたいというふうに考えておつたわけでございますけれども、大體他の事業団も同様にこのような協議をいたしておるわけでございますので、それに右へならえをしたという事情でございます。

○野上元君 特には事業団の職員に給与その他の待遇について、すべて大蔵大臣と協議しなければならぬという事は、非常に制約が大き過ぎるのじゃないか、ということ、反面、理事長の権限が非常に狭められているのじゃないかというふうに考へるわけですが、これはこの前もお聞きいたしました、事業団の職員で構成する労働組合にはストライキ権まで許してあります。いわゆる労働三法がそのまま適用されるにもかかわらず、理事長のほうには、郵政大臣の監督承認あるいは大蔵大臣の監督、承認が必要ということになると、この事業団の職員で構成する労働組合が三法を適用されるというのとは全く形式的なことであつて、実際には三法が適用されないという結果になるのではないかと、こういうふうにお考へますが、その点はどういうふうにお考へされておりますか。

○政府委員(板野學君) 大蔵大臣と協議を要する事項は、給与その他の基準に關する事項でございます、その基準の範囲内におきましては理事長が専管—専管と申しますか、単独で交渉

に当たるといふことでございます。私どもはそういう事例はそうたびたび起こらない、もしそういうような事例が起りました場合には、郵政大臣の監督権限のあることでもございますので、十分に労使の關係の話を聞きまして、そして省といたしましてはまあ大蔵省にひとつ話すなりいたしまして、その円満なる解決に当たる。こういうふうにお考へておる次第でございます。

○野上元君 郵政職員の場合は最終的には公労委というものがあつて、そこから調停あるいは仲裁が示されるわけですが、この事業団の場合には、直接理事者と組合との間の団体交渉によつてきめるといふことになるわけですが、片一方には全く権限がないといふことになる、実質的には労働三法は適用されないと申しても過言ではないのじゃないかというふうにお考へるわけですが、理事長のほうには郵政大臣あるいは大蔵大臣の監督を受けるわけですから、いわばこれらの問題については準禁治産者の性格を持つていてはならないかというふうにお考へるわけですが、各種の事業団の状況はどういうふうになつておりますか。

○政府委員(板野學君) その点につきましては、他の事業団も同様でございます、他の事業団につきましても、現在すでに組合もできておりますし、また横断的な協議会も現在できておりますので、いずれこの福祉事業団ができてきますれば、そういう組合もでき、横断的なそういうような協議会にも加盟をいたしました、そして団体交渉に当たるといふことにならうかと思つております。

○野上元君 ほかの事業団あるいは公

団も大体同じような制約を受けているのですか。

○政府委員(板野學君) そのとおりでございます。

○野上元君 三十八条に移りますが、これらの違反を犯した者は三万円以下の過料に処するということになつておりますが、当然この過料に処せられた者はやめなければならぬ、免職処分をされるということになつておるので

○政府委員(板野學君) 第十三条には役員解任の項がございまして、その役員解任を受けましたら、この事項に照らし合はせまして郵政大臣または理事長の任命にかかる職員につきましても、おっしゃいますとおりにはまあやめさせられる。理事長と監事は郵政大臣の任命でございますので、そういう郵政大臣がやる。また他の理事は理事長が郵政大臣の承認を受けて任命するわけでございますので、理事長がこの郵政大臣の認可を受けて解任をするという内容になる次第でございます。

○野上元君 それでは附則に移ります

の理事長又は監事となるべき者を指名する。こういうふうになつておりますが、すでに事業団の理事長あるいは監事までの役員はきまつておるので、郵政大臣。

○野上元君 どうか新聞を、ずいぶん前の新聞ですが、ある人が理事長の候補として新聞の時の人に発表されておりましたが、あれはどういうことになつたのですか。

○野上元君 もうある新聞の記事を読みますと、すでに内定をしたと、こういうふうに出ておりますが、内定をした事実はありませんか。

○野上元君 決定と内定とどう違うのですか。

○野上元君 そうすると、新聞は単なるあれはスクープである、スクープという誤報であると考へてよろしいですか。

○野上元君 あなたは非常に微妙な答弁をされておられますが、それはあの新聞で内定と書いてあつたのは誤報ですか、その部分は。

○野上元君 それは誤報ではないんです。あなたが決定をした、決意したということを書いておるとすれば、どういふことになつたのですか。

○野上元君 しかし俗に火のない所に煙は立たないと言いますが、このことわざをあなたはこういうふうにお考へになつたのですか。

○野上元君 あなたが決心をしたことではない、内定を決定したこともないと言われておるんだから、これは新聞が誤報だと認める以外はないんです。が、しかし、やはり火のない所には煙が立たぬといふ事から、少なくとも人事の問題についてはもう少し慎重にかまえてもらわないと、またああいふ誤報が出るということになると非常に迷惑しますから、この点はひとつ慎重

○野上元君 それで附則に移ります

に取り計らい願いたいと思います。

○光村善助君 ちよっとその問題に關連して。新聞に出たのは加藤前次官だと思いましたが、大臣は本人を呼んで、お前これにしてやるとかあるいはこれになるという話をしたんですか。

○國務大臣(迫水久常君) そういうことはございませぬ。

○光村善助君 しかし何か根拠がなければ、新聞社のほうで加藤前次官が公団の理事長にきまったと出すことは私はないと思うのですが。

○國務大臣(迫水久常君) 新聞社が内定したと出したときに、私はずいぶん早まった報道をするものだ、こう思いました。

○光村善助君 全然、それじゃそういう交渉を加藤さんと呼んでやったことではないというわけですね。

○國務大臣(迫水久常君) 加藤君に就任を要請したりしたことはございませぬ。

○野上元君 今さらあの新聞の取り消しをあなたが要求されても仕方がないと思うんだが。若干旧聞に属することです。これ以上追及しないことにいたしますが、どうぞひとつ慎重に今後はやってもらいたいと思います。

それからこの同じ附則ですが、第九条に、「この法律の施行の際現に簡易保険郵便年金福祉事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならぬ」と、こうなっておりますが、こういうものがたくさんあるんですか。

○政府委員(板野學君) ただいまのところないというふうに思っております。

○野上元君 ないのに、わざわざ何でこんなものを書いたのですか。

○政府委員(板野學君) 詳細に調査いたしますと、またそういうものがあるかもしれないし、また、こういう事業団ができるというふうなうわさが立ちますと、ひとつそういう名前をつけてやれというふうな心得の悪い者も出るかもしれない、こういうことでございませぬ。

○野上元君 しかし、そういう不心得者が出る心配があるというのですが、ここにはつきりと「簡易保険郵便年金福祉事業団」となっておりますが、そういうものを勝手に作ることはできませんか。

○政府委員(板野學君) これは取引の安全のためにこういう規定を置きました例文でございませぬ。

○野上元君 この十二条の内容をちよっと説明してくれませんか。

○政府委員(板野學君) 簡易生命保険法の六十八条では、従来保健施設という名称を用いておりました。そこで社会情勢の変化に應じて、もう少し幅の広い名称にいたしました。そうしていろいろな福祉施設をやる、こういうわけでこの名称を、「加入者福祉施設」というような名称に改めた次第でございませぬ。

それからお、従来は、ホームとかその他の利用の範囲が簡易保険の加入者年金の受取人あるいは年金の継続受取人が利用できるということにいたしておりましたのでございませぬけれども、今回はこの加入者以外の者の利用も認めよう。しかしその場合におきましては、加入者の利用が支障のない場合、たとえて申し上げますと、加入者が自分の子供を連れて行く、子供はたまたま加入者ではなかったという場合におきまして、この利用を認めたいというふうなことは、こういうことを考

えまして利用の範囲を拡大したわけでございます。

それからこの第三項におきましては、ホームその他の福祉施設の利用につきましては、この費用は国が負担をする、これは従来六十八条の精神をそのままたこに書いたわけでございます。省令で、この利用につきましては一部利用者の負担にする、いわゆる利用料金を省令で定めるといふことでございませぬ。

それから四項につきましては、加入者の福祉施設の設置運営につきましては、郵政大臣の権限をここでうたっておるわけでございます。

○野上元君 そうしますと、従来これらの福祉施設は加入者だけしか利用できなかった。この法律の制定によって非加入者も加入者の利用に支障のない限りは利用ができる、こういうことになるわけですか。

○政府委員(板野學君) そのとおりでございませぬ。

○野上元君 今までは非加入者は全然利用しておらなかったのですか。

○政府委員(板野學君) 建前といたしましては、そのようにいたしておったわけでございます。

○野上元君 建前と現実と違うのですか。

○政府委員(板野學君) 違わないようにいろいろ気をつけてやっておった次第でございませぬが、まあ実情はどうであったか、私もつまびらかにいた

さないうわけでございますが、建前といたしましてはその加入者だけ、ただし、つき添いと何かございまして、どうしてもつき添いが必要といひました場合におきましては、例外といたしまして特別の措置をとっておったこと

もございませぬ。

○野上元君 加入者が利用する場合、現地の郵便局あるいは、郵政局等を通じて今日までこの施設を利用して

おったのじゃないですか。

○政府委員(板野學君) そのとおりでございませぬ。

○野上元君 そうしますと、今回非加入者も利用せるといふことになるかと、やはり郵便局や郵政局を通じてやるのか、あるいは直接この施設に申し込むのか、その点はどうかうふうになつておりますか。

○政府委員(板野學君) それは利用者の便利に従いまして、郵便局へ申し込んでその連絡によりまして、ホームを利用する場合、あるいは直接ホームに申し込みまして利用する場合、二とおりあると思ひます。

○野上元君 私は、従来は郵政省直営でありましたから、比較的経済性を追及する必要はなかったと思うのです。純然たる福祉事業としてやること

ができたと思うのですが、今回は経済性も運営の中に考えていかなければならないということになると、必然的に非加入者の利用等も行ない、利用者の数を増していかなければならないということになると思うのですが、その場合、加入者に非常に迷惑のかかるような状態が現出することを非常におそれているのですが、その点は心配ありませんか。

○野上元君 その点は、前にも申し上げましたように、本案の三十二条によりまして定期的に報告を求め、あるいは必要によりまして検査をいたしまして、そういうことのないよう

に十分監督するつもりでございませぬ。

○野上元君 その点は、この事業が大きく発展することが、簡易保険の事業あるいは郵便年金事業の発展に寄与するということ、それが最大の目的であらうと思ひますから、その点については私たちが十分に寛容の気持をもって、これをながめているわけですが、

しかし、少なくとも本質を忘れないように十分な監督をぜひお願いしたいと思ひます。

○政府委員(板野學君) そのようにいたします。

○野上元君 この三項にある、この施設に要する費用は国の負担とし、運営は事業団にまかせる、こういうのが、今後これらの福祉施設の設置については、ことごとく国がこれを負担し、運営だけを事業団にまかせる、

こういうことになるのか、事業団みずから投資をして施設を設けることもあり得るのか、その点はどうかうふうにお考えになりますか。

○政府委員(板野學君) 施設につきましても運営につきましても、事業団にまかせるわけでございます。それは四

条の出資金と、それから二十六条の交付金をもってこれに充てる次第でございませぬ。ただし、全然無料でやるか

と申しますと、やはり利用者の方にも実費を負担し、実費と申しますか、あ

る一部の料金をひとつ負担していただ

く、こういう意味合いにおきまして、

郵政省としてはその基準を定め、そうして事業団におきましては、具体的なそういう利用料金を定めるという建前にするわけでございます。

○野上元君 この第三項でいう「第一項の施設に要する費用は、国の負担とする」というのは、これはどういう意味ですか。

○政府委員(板野學君) ここでいう施設等につきましては、四条によりまして国から全額出資をするわけでございまして、運営経費につきましては、この交付金の項にございまして、一部事業団の収入、この三十七年度の予算で申しますと、約五千万円の収入がございまして、それを差し引いた残りを交付金として交付するという建前にいたしておるわけでございます。

○野上元君 その場合「第一項の施設に要する費用は、国の負担とする」というのは、最初の創立時だけですか。その後は、どういう表現を使うんですか。たとえば交付金をもらって、それを施設するということになれば、それは国の負担ではなくして、事業団がみずからその責任を負ってやるということになるのであって、ここで言う「費用は、国の負担とする」というのはどういう意味なんですか、その交付金との関係は。

○政府委員(板野學君) 施設につきましては、先ほど申し上げましたように第四条によりまして、国が全額出資いたしましたして、施設を作るわけでございまして、その作る場合の金は国から出るけれども、その設置につきましては事業団がやる。それから運営につきましては、この交付金のほうに――本案の第二十六条にございまして、十九

条の一号の業務につきましても費用を一部負担いたします。この郵政省令におきまして、利用者から取ります料金の収入を除きましては、国が負担をしてこれを事業団に交付するという建前をとっているわけでございます。

○野上元君 したがって、私は最初質問しましたように、施設は国がこれを負担するわけでしょ。そうしてあと運営を交付金によって事業団にやらせる、こういう形式をとるんじゃないですか。

○政府委員(板野學君) 施設につきましては国が全額出資をいたすわけでございまして、その実際の設置は事業団が行なうわけでございます。

○野上元君 設備を行なうというの、国で幾つそういうものを建てるといふような計画、あるいはその計画を執行することは事業団がやるけれども、金は政府が出すということですか。

○政府委員(板野學君) 事業計画ととも、事業団がこれを計画するわけでございまして。

○野上元君 条文を追っての質問については一応この程度にとどめて、あとはこの設立に伴う従事員の問題であるとか、あるいはまた郵政省と全通との関係であるとか、その点の質問については少し時間が、かかりますので、午後に保留してもらいまして、同僚議員のほうから、なお条文に関する質問があったら、それを先にやっていた方がいいかと思っております。

○永岡光治君 同僚の野上委員から質問がありましたので、私も主として逐条的に疑義に思うところを若干ただし、総合的な、基本的な問題、それから移行後における、あるいは移行に際してのいろいろな要望なり、移転の問題については午後ただすことにいたします。

まず第一条の「簡易保険郵便年金福祉事業団は、簡易生命保険及び郵便年金の負う使命の達成に資するため、」云々と書いてありますが、ここで言う「負う使命」は具体的には何をさしているのですか。

○政府委員(板野學君) 簡易生命保険法及び郵便年金法の第一条に「この法律は、国民に、簡易に利用できる生命保険を、確実な経営により、なるべく安い保険料で提供し、もって国民の経済生活の安定を図り、その福祉を増進することを目的とする」というように条文が書いてございまして、結局事業を進展させまして、加入者の利益をはかりますと同時に、公共の福祉に資するようにする使命を、この事業は持つておるわけでございまして、そういう使命を達成するために、この事業団を作るということでございます。

○永岡光治君 加入者の福祉をさすのか、それともそれのみでなく広い意味の、今述べられました公共の福祉、そういうところまでをこの条文の中に含まれておるのかどうか、それを伺います。

○政府委員(板野學君) 主として加入者の福祉を目的としたすわけでございましてけれども、加入者の福祉を増進するためには、やはりこの簡易保険の事業そのものが発展するということが非常に必要でございますので、やはり先ほど申しましたような事業の使命というものも、この中に含まれておるといふふうに私も考えておる次第でございます。

○永岡光治君 次いで、その後段に、「簡易生命保険及び郵便年金の加入者、福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行なうことを目的とする。」ここに私は問題があると思うのですが、この能率的ということはややもすれば労働条件の低下あるいは人員の切り詰めというところまで発展しかねない要素を多分に持つておると思えますが、能率的と予期しておる省の意向は、具体的にどういうものですか。

○政府委員(板野學君) こういう施設は、いわば非常に特殊な仕事を内容としておりまして、公務員が直接やるよりも、やはり事業団に移しまして、前だれかけのサービスをすることなどがまた能率を高めるゆえんもございまして、またこの経費の移流用あるいはその経費を効率的に使う。あるいは人の問題につきましても、官が直接やるよりもやはり相当人もとりやすいという事情、またこの施設等に要します経費につきましても、この法律の改正によりまして郵政特別会計から簡易保険郵便年金特別会計に移されまして、そこから金が出るということになりまして、御承知のように、簡易保険郵便年金の特別会計は相当の剰余金を持つておりますので、やはりそういう面も非常によくなるのじゃないか。また、この業務の実行につきましても、ただいま郵政大臣を初め簡易保険局長がたかさんのほかの仕事をかかえながら、その一部としてやっておるわけでございまして、専任の理事もでき、役員もできま

ば、これに専念して当たれるということも、能率を高めるゆえんではないかと考えておるわけでございます。ただし、従業員のほうにその能率向上のためのしわ寄せをするということは、私ども毛頭考えないわけでございまして、それがためには、先ほど申しましたように、人も相当とりましますし、いろいろの経費につきましても相当な余裕のあると申しましては語弊がございまして、理事長におきまして適宜郵政大臣の諮問のもとに移流用等もできましますので、そういう労働強化のないような措置を講ずるようにならざるやうに考えておる次第でございます。

○永岡光治君 具体的に今御質問したんですが、その答弁は比較的私には具体的でないような気がするのですが、今のままで、どういうところが一番困るのか。どうしてこの事業団を特に置かなければならないのか、具体的にこういう面が困っておるのだ、あるいは具体的な困っておるのだ、そういう具体的な困っておる事実、すなわち事業団に移行しなければならぬ具体的な大きな問題を、ひとつあげてもらいたいと思っております。

○政府委員(板野學君) 第一につきましては、先ほど申しましたように、やはり国の予算でこれをやるということになりまして、種々の制約がございまして、しかしながら、これを事業団に移しますと、款項目の移流用の問題も郵政大臣の承認でできるということになります。またこの金銭の出納につきましても、現在とはたとえば一つの施設で一千万円くらい金を使います場合には、何十回となく出納官吏に金を送っておる、こういう状況でござい

ます。

○永岡光治君 次いで、その後段に、「簡易生命保険及び郵便年金の加入者、福祉施設の設置及び運営を適切かつ能率的に行なうことを目的とする。」ここに私は問題があると思うのですが、この能率的ということはややもすれば労働条件の低下あるいは人員の切り詰めというところまで発展しかねない要素を多分に持つておると思えますが、能率的と予期しておる省の意向は、具体的にどういうものですか。

○政府委員(板野學君) こういう施設は、いわば非常に特殊な仕事を内容としておりまして、公務員が直接やるよりも、やはり事業団に移しまして、前だれかけのサービスをすることなどがまた能率を高めるゆえんもございまして、またこの経費の移流用あるいはその経費を効率的に使う。あるいは人の問題につきましても、官が直接やるよりもやはり相当人もとりやすいという事情、またこの施設等に要します経費につきましても、この法律の改正によりまして郵政特別会計から簡易保険郵便年金特別会計に移されまして、そこから金が出るということになりまして、御承知のように、簡易保険郵便年金の特別会計は相当の剰余金を持つておりますので、やはりそういう面も非常によくなるのじゃないか。また、この業務の実行につきましても、ただいま郵政大臣を初め簡易保険局長がたかさんのほかの仕事をかかえながら、その一部としてやっておるわけでございまして、専任の理事もでき、役員もできま

ば、これに専念して当たれるということも、能率を高めるゆえんではないかと考えておるわけでございます。ただし、従業員のほうにその能率向上のためのしわ寄せをするということは、私ども毛頭考えないわけでございまして、それがためには、先ほど申しましたように、人も相当とりましますし、いろいろの経費につきましても相当な余裕のあると申しましては語弊がございまして、理事長におきまして適宜郵政大臣の諮問のもとに移流用等もできましますので、そういう労働強化のないような措置を講ずるようにならざるやうに考えておる次第でございます。

○永岡光治君 具体的に今御質問したんですが、その答弁は比較的私には具体的でないような気がするのですが、今のままで、どういうところが一番困るのか。どうしてこの事業団を特に置かなければならないのか、具体的にこういう面が困っておるのだ、あるいは具体的な困っておるのだ、そういう具体的な困っておる事実、すなわち事業団に移行しなければならぬ具体的な大きな問題を、ひとつあげてもらいたいと思っております。

○政府委員(板野學君) 第一につきましては、先ほど申しましたように、やはり国の予算でこれをやるということになりまして、種々の制約がございまして、しかしながら、これを事業団に移しますと、款項目の移流用の問題も郵政大臣の承認でできるということになります。またこの金銭の出納につきましても、現在とはたとえば一つの施設で一千万円くらい金を使います場合には、何十回となく出納官吏に金を送っておる、こういう状況でござい

するけれども、事業団ができますればその必要はない、一括してこれを渡すこともできますので、その経費の使用につきましても相当になる。

それから建設のほうの関係でございしまするが、これはさつぱらに申し上げてまことに申しわけない次第でございしますけれども、現在郵政省で目下建設しておるホームとか施設が七カ所ございしますが、これも三年以前から予算がすでに取れておるといふような施設でございしますが、いろいろな関係からその工事がおくれていると、これはやはり事業団になりますと、こういふ施設ももうその年の予算が取れましたらその年内にはあるいは大きな施設はそもいきませんけれども、相当スピードアップしてこれほどのじやないかというふうにごえておるわけにございします。

また人の面におきましても、これはやはり一般公務員でございしますと、どうして行政機構の拡大というふうなふうにも見られまして、なかなか人が十分に獲得できない、こういう面もございしますけれども、これが事業団に移りますと、相当この簡保年金の特別会計におきましては、相当剰余金もございしますので、大蔵省としても割合それを認めやすいという関係にあるわけにございします。その他、先ほど申し上げたように、今度の法律の改正によりまして簡易保険郵便年金特別会計というのから支出するということになりましますと、会計の面がはつきりいたしますと、加入者の財産というものが相当これではつきりできるといふ面もございします。

また、管理監督の面、事業運営の面に

つきましても、先ほど申し上げたとおりでございします。要するに、これは国でやってもできないことはございませぬが、もし事業団に移りますれば、よりよくやれるというふうな私ども考えておる次第でございします。

○永岡光治君 今あげられました幾つかの部面は、会計法なり財政法の解釈でできないのかどうか。それをなぜ今までやらなかったのか、それが一つ。それから建設関係ですが、郵政省でやっておると工事がおくられるが、事業団ではあまりよくわからない理由が、私にはあまりよくわからないのですが、そうすると、郵政省は非能率的な建設事業をやっておる。これはひとりホームに限らず、一年に相当数の郵便局を建てておるわけですが、そういう建設については、非能率的な工事をやっておるということを書き添えることになるのですが、そういう意味なのか。

あるいは第三番目の人の面での問題ですが、なかなか行政機構の拡大等は政府は認めないと言いますが、これによってそれを、何かといいますが、防ぎ得る、こういうことになるわけですが、そうすると、今後は事業量の増加については、ほとんど思い切った措置を講じていくという方針を持っていくのか。

○政府委員(板野學君) 国の予算ということになりましますと、やはり他のこのような事業と同列に扱われまします。国の会計によって同列に縛られるということにございします。なかなかこれは、これをもって特別の会計の制度を設けるということは非常に困難でございします。

が、これは非能率というよりも、むしろ郵政特別会計でいろいろ郵便局も建設し、貯金局、保険局、倉庫、宿舍とかいろいろな建設をいたしておりますので、そういう面との調整がなかなかとりにくいという問題がございまして、このようにおられてくるわけにございします。これももちろん要員関係の面もございしますけれども、やはり一般行政機構の拡充というものはなかなか困難でございしますが、これはもうできないだけのことはいたしました。公務員といえども必要な人員は増していかなければならぬと思っておりますけれども、やはりその間に種々の相当の工事量をかかえておられますと、なかなかその調整等によりまして、ややもすればこういう工事はおくれがちになるわけにございします。

それから要員確保の問題でございしますが、これも先ほど申し上げましたように、一般行政機構の拡大と同列にやはり置かれる、こういう意味におきまして私どもが希望しておりますような要員というものはなかなか獲得が困難でございしますが、事業団になりますれば、先ほど申し上げましたように、経費が相当ここにございしますれば、必要な人が認めてもらえる。これは三十七年度のこの事業団の予算案につきましてもやはり同様でございまして、私どもも相当必要な人は認めていたというふうに考えておるわけにございします。

○永岡光治君 そういう能率的に運営したいという精神からいいますと、私は郵政大臣の承認はさることながら、ここでは承認だとか認可とかいろいろ

いような言葉を使われておるわけにすけれども、この字句は別といたしまして、大蔵省の権限が、あまり干渉し過ぎるようになっておるのではないかと、思うんです。この点はどうか考えますか。たとえれば後ほどこれは具体的な問題をあわせて質問をすることになると、思いますが、職員の給与を一々大蔵省にチェックをさせなければならぬという、そんなばかげたことが僕はあつていいかと思つておるが、全くこれは郵政省は大蔵省の植民地みたいな形になるわけですよ。おおよそ能率的な、効率的な運営とは、かけ離れた制度になつておるが、その辺はどう理解したらいいのか。

○政府委員(板野學君) これもいろいろ具体的に申し上げたいのでございします。大体協議いたしました事項につきましましては、年度当初、予算をもつて大蔵省と話し合ひをするというふうな事項が大部分でございまして、その予算が大体大蔵省と話し合ひがつきますれば、まあ年に一回限りの協議というものがほとんど大部分でございまして、そう、この協議というものをしばしばしなければならぬということにございしません。給与の問題につきましても、これは当初の予算につきましまして大蔵省と協議をし、またこの給与準則をきめまします場合に大蔵省と協議いたしまして、一応給与準則等がきまします。その範囲内におきまして事業団が自主的な運営ができるということにございします。まあ年度途中におきまして一般公務員の給与が上がりますという、やはりこの事業団の給与もそれに従つて上がっていくというふうな面もございしますが、そういうことも、

そう年何回か起きるといふようなことではございせんので、むしろそういう場合におきましては、十分事業団と郵政省と連絡をとりまして、この業務が円滑にいきまするように私どもも最善の努力を傾けたい、このように考えておる次第でございします。

○永岡光治君 大蔵大臣がそこまでタッチしなければならぬ理由はどこにあるかというのを聞いておるわけにすし、郵政大臣がこれを監督し、それを承認する立場にあるわけですから、大蔵大臣がそこにかかわらず、なぜ給与のチェックまで、準則の承認まで大蔵大臣が一々タッチしなければならぬのか。これはおおよそこの精神と反するのではないかと、どうして郵政大臣にまかせ切れないのかです。

○国務大臣(迫水久常君) この条文というものは、ほとんどこういうふうなものに全部書いてある条文でして、それは私も大蔵省の出身でして、それは算ですつかり一応協議して、大体方針がきまましてから、あとは各々大臣にまかしたらよさそうなので、やはりこういう法律があるというのと、そういう権限を大蔵省が留保するといふのがしきたりのようなものでありまして、私ははなはだこれは適当でないと思つておるけれども、このしきたりを破るだけの政治力を私は持つておりません。そこで、実際問題として、予算で大体のワークといひますか、規模がきまってくるのですから、あとはちよつと断わるという程度で、一々大蔵大臣が個々の人の給与まで監督するわけにございせんから、まあ、

あつてもその実際の運用には差しつかえない、こう思います。

○永岡光治君 あつても差しつかえないのだから、除いてもいいのじゃないかというふうにもなるわけで、それで、私の言いたいのは、その二重にも三重にも手かせ足かせをはめるようなことでは、効率的な運用ということとは、所期の目的は達し得られない制度になるのだと思う。それで、これはやる以上は事後報告といましようか、決算報告といましようか、決算報告といましようか、悪いところは翌年度また直してもらおうという程度にして、大蔵省が一々事前に、こうなればならぬ、あななければならぬとかというふうなことは、私は越権のさだだと思つて、ひとりこの問題に限らず、そういう意味で、なぜそういうふうにならなかつたのか、私の精神におそらく反対じゃないかと思つて、おそれか、追水大臣という大蔵省出身の優秀な大臣を迎えたのですから、この際先鞭をつけて、これをどうかすべきじゃないかと思つて、これをどうかすべきか、どうかお考えですか。

○国務大臣(追水久常君) 永岡さんの御意見に私もきわめて同感であり、まず、当初私は野心的に、こういう条項を一切削除しようと言つて非常に努力しましたけれども、向こうの言いは、ここで削除したらほかの法律も全部削除しなければならぬと言つて、ほかの法律のほうが数が多いものですが、ことさらにそこでもってがらばつても、法律案の提出がいよいよおくれ出せないものですから、そんなに害はないだろう、そう大して大きな支障は

ないだろうということで、若干長いものに巻かれた傾向がありまして申しわけありませんけれども、例文に従つた次第であります。

○永岡光治君 したがつて、害はないということであれば、そういうふうな見通して今後運用されるものと理解してよろしゅうございませうか。

○国務大臣(追水久常君) さよう御承知下さつてございませう。

○永岡光治君 次に、これは飛び飛びになりませんが、役員の数ですがね。役員に理事長一名、理事三人以内ということがありますが、他の公団の中には、たとえば住宅公団法の第二十条には「公団に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以上及び監事三人以上を置く」と、こういうふうにあるのですが、これは私内になつては三人以内と、まあこの法律案の賛否の立場は後ほど明確にするわけですが、省当局が考えるとするならば、特に効率的運営、あるいはまた第一の条の大目成のために、大いにこれか仕事をやろうというのですけれども、長期展望に立つ限りは、三人以内といつても三人満ばいだろうと思つて、ゆとりをとることができなかったのかどうか、これは野上委員がかつて触れた事項でありますけれども、住宅公団のときは理事五人以上、監事三人以上という言葉を使っているのに、同じような公団という立場に立つのに、これはちよつといただきかねるわけですが、どういうことでしょうか。

○政府委員(板野學君) 大体、住宅公団の例もございませうけれども、その他の福祉事業団等におきましては、大部分以内という字が用いられておりまして、私もやはり事業の規模、従事員等の数、あるいは事業の規模と申しますか、そういう横の例を大体見まして、この程度が大体適当であろうというふうな程度でございまして、もちろん将来事業の幅が大きくなればこれは役員の数もふえてくる、これは大蔵省当局も認めているわけではございませう。

○国務大臣(追水久常君) 今の簡易保険局長の答弁に補足しますと、実は私はやはりこの事業団というものは、なるべく、何といひますか、間接経費のかからないようにしたいという気持ちから、かりにゆとりをとつて理事三人以上というのにはむちやくちやですけれども、四人か五人以内といつて必要に応じて配当していくというふうな方法をとつたら常識的にはいいわけですが、これも、欠員があると、とか、誘惑があつて、何かこれを埋めたがるような傾向があるものから、最小限度にきめておいて、そして事業が大きくなつて必要ができた場合にはまた国会の御承認を得てそれをふやしていくというふうな必要ないんじやないかという意味から、特に必要な最小限度三人以内、このまゝ私に非常にけつこうだと思つて承認したわけではございませう。

○永岡光治君 これはしばしば触れられたことですが、くどく質問するわけではないのですけれども、法改正という、まためんどろな手続を踏むわけですから、私は将来の展望に立つならば、理事五人以内とかあるいは監事二人以内とか、何かそういうほうが自然じやないのだろうか、これは将来また法律改正するときにもまた問題になると思つておいて、三人置いても差しつかえないわけですから、こういう大きな構想を持つておられるのだという一つの店がまゐるといひますか、それを見せるとはよかつたのじゃないかと思ひますが、少し遠慮——遠慮といひますか、三人にこだわる理由は特になつたのですか。

○政府委員(板野學君) 先ほど申し上げましたように、他の事業団等の仕事の規模、それから従事員数、たとえて申しますと、労働福祉事業団におきましては、従事員数は三千八百六十五名もおりますし、施設も相当大きな病院とかその他の施設をかかえておられるのでございませう。そのような他の事業団との比較によりまして、従事員数なり、事業の規模の幅等を見まして、この程度が適当であるというふうな考えがたつてございませう。

○永岡光治君 第十五条のこれも野上委員が一応触れられた事項であります。これは理事長と利益が相反する事項については理事長は代表権を失ひ、その場合には監事が事業団を代表するということではあります、具体的にどういふ場合を予想しておられるのでしょうか。

○政府委員(板野學君) あるいは物の更改等につきましては、あるいは施設をどういふ業者に請け負わせるというふうな点につきまして、理事長がそのような役員に就任してはならないというふうな条項がございませうけれども、なお新設するとか、物の購買なり、施設の請負をするというふうなことになるという、やはり事業団と理

事長の利益が相反するというふうな事例があると思ひます。たとえば、より具体的に申し上げますと、理事長が土地を持つておられる、それを事業団が買い上げるのが適当であるという場合も起こり得ると思ひますが、そういう場合におきましては、事業団としてはその土地が非常に適切である、と思つても、価格その他を決定する場合におきましては、やはり利益相反するような場合も起こるわけではございませう、そういうときには監事が代表いたしましたして適当な土地、適当な価格をもつてこれを買い上げるというふうなことも起こるわけではございませう。

○永岡光治君 第三十三条の点であります。この前の質疑応答の中で明確にされたことは、常設的な審議会を設けるつもりだといふお話がありました。この構成は、今考えておられるのはどういふ構成でございませうか。

○政府委員(板野學君) ただいまは、この簡易保険郵便年金の加入者の会というものがございませう。この加入者の会は全国的な組織を持つております。その加入者の全員の利益を代表いたしまして、この郵政省にいろいろな意見を具申をするような機関となつておられるわけではございませう。私どもはこの加入者のたとえば地方連合の会長なり、中央連合の会長、副会長等が大部分の中に入らして、この委員となる。それからその他学識経験の有する者を少数の委員に充てていつたらどうかというふうな考えておられる次第でございませう。

○永岡光治君 中央と地方に置く考えはありますか。それとも中央だけに置く考えですか。

然じやないのだろうか、これは将来また法律改正するときにもまた問題になると思つておいて、三人置いても差しつかえないわけですから、こういう大きな構想を持つておられるのだという一つの店がまゐるといひますか、それを見せるとはよかつたのじゃないかと思ひますが、少し遠慮——遠慮といひますか、三人にこだわる理由は特になつたのですか。

○政府委員(板野學君) 先ほど申し上げましたように、他の事業団等の仕事の規模、それから従事員数、たとえて申しますと、労働福祉事業団におきましては、従事員数は三千八百六十五名もおりますし、施設も相当大きな病院とかその他の施設をかかえておられるのでございませう。そのような他の事業団との比較によりまして、従事員数なり、事業の規模の幅等を見まして、この程度が適当であるというふうな考えがたつてございませう。

○永岡光治君 第十五条のこれも野上委員が一応触れられた事項であります。これは理事長と利益が相反する事項については理事長は代表権を失ひ、その場合には監事が事業団を代表するということではあります、具体的にどういふ場合を予想しておられるのでしょうか。

○政府委員(板野學君) あるいは物の更改等につきましては、あるいは施設をどういふ業者に請け負わせるというふうな点につきまして、理事長がそのような役員に就任してはならないというふうな条項がございませうけれども、なお新設するとか、物の購買なり、施設の請負をするというふうなことになるという、やはり事業団と理

事長の利益が相反するというふうな事例があると思ひます。たとえば、より具体的に申し上げますと、理事長が土地を持つておられる、それを事業団が買い上げるのが適当であるという場合も起こり得ると思ひますが、そういう場合におきましては、事業団としてはその土地が非常に適切である、と思つても、価格その他を決定する場合におきましては、やはり利益相反するような場合も起こるわけではございませう、そういうときには監事が代表いたしましたして適当な土地、適当な価格をもつてこれを買い上げるというふうなことも起こるわけではございませう。

○永岡光治君 第三十三条の点であります。この前の質疑応答の中で明確にされたことは、常設的な審議会を設けるつもりだといふお話がありました。この構成は、今考えておられるのはどういふ構成でございませうか。

○政府委員(板野學君) ただいまは、この簡易保険郵便年金の加入者の会というものがございませう。この加入者の会は全国的な組織を持つております。その加入者の全員の利益を代表いたしまして、この郵政省にいろいろな意見を具申をするような機関となつておられるわけではございませう。私どもはこの加入者のたとえば地方連合の会長なり、中央連合の会長、副会長等が大部分の中に入らして、この委員となる。それからその他学識経験の有する者を少数の委員に充てていつたらどうかというふうな考えておられる次第でございませう。

○永岡光治君 中央と地方に置く考えはありますか。それとも中央だけに置く考えですか。

○政府委員(板野學君) 先ほど申し上げましたように、他の事業団等の仕事の規模、それから従事員数、たとえて申しますと、労働福祉事業団におきましては、従事員数は三千八百六十五名もおりますし、施設も相当大きな病院とかその他の施設をかかえておられるのでございませう。そのような他の事業団との比較によりまして、従事員数なり、事業の規模の幅等を見まして、この程度が適当であるというふうな考えがたつてございませう。

○永岡光治君 第十五条のこれも野上委員が一応触れられた事項であります。これは理事長と利益が相反する事項については理事長は代表権を失ひ、その場合には監事が事業団を代表するということではあります、具体的にどういふ場合を予想しておられるのでしょうか。

○政府委員(板野學君) たいだいのところ、中央だけに置きたいというふうに考えております。

○永岡光治君 それからこの事業団に移行されるいろいろな施設と、類似のものを郵政直営でやるものは、具体的にどういふものなのか、それを列挙していただきたいと思ひます。

○政府委員(板野學君) 本則の十九条に「業務の範囲」というものがございます。福祉施設のうちには、具体的な施設を持ちましてこれを運営しておるといふ場合と、具体的な施設はないけれども、これをやっておるといふ二つの例がございます。その前者の例は、老人ホームあるいは診療施設あるいは保養施設というものが具体的な例でございますが、後者の例におきましては、たとえばラジオ体操あるいは料理講習会等でございますが、これは別に施設があるというものではございません。で、この施設を持って福祉事業を行ないますものにつきましては、あげて事業団にその施設運営をまかせます。それからラジオ体操というように、一般国民を対象とするようなこの福祉施設につきましては、省が直接これを行なうように考えております。

○永岡光治君 もう一度重ねて確認をいたしたいと思ひますが、いうところの施設をもとにして行なう福祉厚生施設ですね、これはあげて事業団が行なうんだと、こういうふうにはっきり割り切つてよろしうございませうか。

○政府委員(板野學君) 方針といたしましては、そのような方針をとつてやつていきたいというふうに思つております。

○永岡光治君 それでは一応お昼にも

なりましたので、私は他にも細部はありませうけれども、一応これで終りまして、午後の委員会の際に移行に伴う問題及び移行後における調整をしなければならぬ多くの問題及び基本的な問題及び具体的な問題について質疑をいたしたいと思ひます。午前中の問題はこの程度にとどめたいと思ひます。

○久保等君 委員長、一言資料の点についてお伺いしたい。

この間診療艇の問題で質問を若干行なつたのですが、これを見ますとこの前の答弁との食い違いといひます。この前の答弁はだいたいぶん間違つた答弁をされておるようですから、どちらがほんとうかお尋ねしたいと思ひますが、何か建造費は一トン百万円というお話だったので、幾らですか。

○政府委員(板野學君) これはトン当り大体百万円見当というふうに考えております。この前申し上げましたのは、排水量トン数で申し上げまして、今度の資料とちよつと違う点がございませう。今度は重量トンで出したわけでございませう。

○久保等君 そうすると重量トンでいくと一トン幾らということになるのですか。

○政府委員(板野學君) 大体五十万円ということになるわけでございませう。

○久保等君 これは幅はどのくらいのもんですか。現在あるものとそれから今度更改計画のものとの。

○政府委員(板野學君) 幅をはかった資料が目下のところちよつとございませうので、幅をはかりまして、後ほど資料としてお出ししたいと思ひます。

○久保等君 それからついでに一言お尋ねしたいと思ひますが、現在診療所に準ずるといひますが、診療所として何か医事研究所というものをお持ちのようですが、この医事研究所というものはどういふことを目的にして設置されておるのですか。

○政府委員(板野學君) 各地方保健局で医的審査というものをやっておりますが、いろいろの総合的な統計をまとめまして、大体加入者の死亡の原因とか、いろいろなものを統計的に調査をいたすわけでございませうが、それと同時に、診療もそこで行なつておる、こういうわけでございませう。

○久保等君 何か全国的な診療所の総括的な取りまとめ、あるいは調査等を行なつておられるというのですが、事実、相当いろいろ見るべき成果をあげているのですか。特に職員なり医者、そういったような数の配列等からいって、そこまで手が伸び得るようにも思へないのですが、事実そこまでやっているのですか。

○政府委員(板野學君) その点につきましては、私もできるだけ努力をいたしまして、職員の数とか、あるいは医者をなかなか得たいような場合におきましては、最大の努力を払いまして、そのあとの補充をするとか、いろいろの手を打つておるわけでございませう。しかし、この面につきましては、事業団移行後におきましては、さらにそういう専任と申しますか、こういう仕事を専門に行ないますか、十分そういう点につきましては今後充実してやつていきたいというふうに考えております。

○久保等君 どうも、この資料から見ますと、なかなかそこまで手が伸びておられないんじゃないかというふうにも思われるのですが、人員の面で見ますと、ほかの診療所とほぼ同じような人員の配置を行なつておつて、しかも実際、所内診療を相当数やっております。この診療人員なんか見ますと、他の診療所とほとんど同じ、あるいはそれ以上と思われるような診療を實際やっております。それで名前は医事研究所と名前が違つた仕事もやっておりますと思つておるのですが、この人員等から考えますと、合計八名、これは医療職の人を八名ですが、こういった程度で、ほかには雑務とか事務職、これは当然、診療所としても必要最小限程度の職員だろうと思つておるのですが、どうも医事研究所というからには、もう少し医事研究所らしい運営が当然行なわれなければならぬと思つておるのですが、一般の診療所とこの医事研究所と、内容的には、はたしてどれだけの相違があるのか。今の答弁では、そういうことも兼ねてやつておられるんだということをやつておられるのですか。

○政府委員(板野學君) 先ほど申し上げましたように、医事研究所におきましては、死亡率の研究とか、あるいは面接監査あるいは告知義務のいろいろの方法あるいは保険金の支払いに際しましての審査というふうなものもやっておりますが、今後、これは官で直接に行なうということになりまして、この加入者の診療施設は残すということになるわけでございませう。

○久保等君 官に残すという、何ですか、医事研究所的な仕事は官に残すという意味なんですか。

○政府委員(板野學君) この名前は医事研究所でございまして、先ほど申し上げましたような医事研究所に属する事項を官に残すわけでございまして、あと加入者の診療の面が事業団に移るといふことになるわけでございませう。

○久保等君 それもはたして適切であるかどうか、ちよつと疑問があるのですが、そうすると、的確に言つて、これは診療所というふうに移るに看板を変えて事業団のほうに移るといふことですか。

○政府委員(板野學君) そのとおりでございます。

○永岡光治君 私は一応午前中の質問を終わるつもりでございましたが、組織の関係ですら一つだけ簡単にお聞きしますが、地方に支部を置くような構想を持つておられるのですか、いないのですか。

○政府委員(板野學君) たいだいは非常に施設がまだ少のうございませうので、現在すぐ置くというところは考えておりませうけれども、逐次施設ができてきますという、この本則の第三条にございませうように、従たる事務所をできるだけ早く地方にも置きたいというふうにご考慮されている次第でございませう。

○永岡光治君 資料によりますと、本部役員が理事長と理事三名に監事一名で五名ですが五名と、それからその他にも三十人ですかね。この程度ですが、大体管理運営に万全を期し得るという自信を持つておられるのですか。

○政府委員(板野學君) 本部職員につきましては、できるだけ有能なる入を本省なり地方郵政局なりから転用をい

たしたいというふうを考えておりますので、この人員をもちまして十分やれるというふうを考えております。ただし、今後、施設の増加がございますれば、もちろん毎年度本部要員も増員していかなければならぬというふうに考えております。

○永岡光治君 そうすると、今ある施設をここへ移行——当初は、現在ある施設に従事している職員の数と全く同じですか。ふえませんか。

○政府委員(板野學君) 現在施設には四百五十八名おりますけれども、これが本部職員を加えて五百十二人ということになるわけでございまして、本部職員につきましてはそういう純然たる増加要員が認められているわけではございません。

○永岡光治君 ふえるわけですね。

○政府委員(板野學君) そのとおりでございます。

○委員長(安部清美君) 暫時休憩いたします。

午後一時半から開会いたします。
午後零時二十分休憩

午後一時五十三分開会
○委員長(安部清美君) たいだいまより再開いたします。午前中に引き続きまして簡易保険郵便年金福祉事業団法案の質疑を行います。

○野上元君 午前中に保留しておきました質問についてこれから行ないますが、郵政大臣もちょうど御同席です。直接郵政大臣にお聞きすることと、保険局長あるいはその他の方にお聞きすることもあろうと思っておりますが、これから私が質問する問題は、これか

ら行く人たちの身分の問題あるいは残る人たちの身分の問題で、これが解決しないと将来禍根を残すというおそれもありますので、十分にお聞き取りいただき、かつ、答えていただけたことについては責任を持っていただきたいと思います。

まず第一にお聞きしたいのは、この事業団設立の理由の中に「福祉施設の経営管理には経営の専門的な知識と経験が要求され」ということがうたわれておりますが、とりわけ専門家を別に採用してこの運営に当たらせるといようなことを考えておられるかどうか。

○政府委員(板野學君) 従来省で直接やっております、いろいろな方面の専門家もおるわけでございます。それから、原則といたしまして、本省あるいは郵政局の人をもつてこれに当てて十分だと、このように考えております。

○野上元君 それでは設立の理由の中にそういうことを書いたのは、別に他意はないということですか。言わずもがなということですか。

○政府委員(板野學君) そのとおりでございます。

○野上元君 それなら初めから書かぬようにしてもらいたい。こちらは気を回すので。

次に質問いたしますが、特に今言ったような理由のもとにおいて、「国家公務員関係法令の適用をはずし、弾力性のある雇用勤務体系をつくる必要がある」ということがうたわれておりますが、弾力性ある雇用、あるいは弾力性ある勤務体系というのは、具体的にどういうことですか。

執勤務といいますが、医療施設におきましては事務関係はそういう官執勤務をとっておるわけでございますけれども、仕事の性質上やはり所長なり事務長なり土曜、日曜に出動したほうがいいというような場合もございするもので、そういう勤務体系、いわゆる宿日直と申しますか、そういうものを導入していきたいというふうに考えておる次第でございます。

○野上元君 そうしますと、新しい方法でいきますと今の勤務体系と変わるところがあるんですか。

○政府委員(板野學君) その他の事項につきましては、大体現在省でやっております勤務体系を踏襲するつもりでございます。

○野上元君 「弾力性のある」ということは、たとえば必要がなくなったらやめてもらうとか、あるいはどこかへ行ってもらおうというようなことを含んでおるのかどうか、その点はどうですか。

○政府委員(板野學君) 含んでおりません。

○野上元君 弾力性ということとは、そういうことに関係ないということに確認してよろしいですか。

○政府委員(板野學君) そのように私も考えております。

○野上元君 この弾力性のある勤務体系というのは、今あなたが説明されましたが、それが常態であるというようなことではないのですか。

○政府委員(板野學君) 利用者に対しますサービスということを考えますと、やはり老人ホームにおきましてはしょっちゅうそこへついておるわけでございませぬので、ある程度責任者といいますが、事務系統の人がそういう土曜日の半日勤務とか、日曜の勤務というふうな体系をとる必要があるというふうに考えまして、そういう表現をとっておる次第でございます。

○野上元君 今あなたが言われたような勤務体系は、今はやっておられないのですか。

○政府委員(板野學君) 事務職につきましてはそういう勤務体系はとっておりませんが、その他の職につきましては、察母とかその他の職につきましては、あるいは看護員につきましては二十四時間勤務の交代制、察母につきましては断続勤務、雑務手につきましては巡回勤務等をいたしておる次第でございます。

○野上元君 後ほど同僚議員のほうからもその点については質問があると思っております。私は先に進みますが、やはりあなたのほうの設立の理由の中に「勤務時間、休暇等は福祉事業団設立の趣旨を活かし得るよう配慮する」ということがあるが、「趣旨を活かし得る」というような配慮はどういう配慮なんですか。

○政府委員(板野學君) 先ほど申し上げましたように、加入者のサービス、利用者へのサービスをよりよくするという考え方のもとにそういう勤務体系をとる、こういう意味合いでございます。

○野上元君 この考え方も今の勤務体系から見ると、若干変わるということが予想されるわけですか。

○政府委員(板野學君) たいだいまのところ私どもが予想しておりますのは、事務職の宿日直の勤務を考えたというだけでございます。

○野上元君 これらの問題についてこれから事業団に移る職員としては、従来と比べて著しく不安定な勤務状態、あるいは不安定な雇用状態が生まれるのではないかとこの心配を非常にしておるようですが、その点は従来と比較して過酷な勤務条件あるいは不安定な雇用状態が生まれるというところは、絶対的であり得ないという確認をしてよろしいですか。

○政府委員(板野學君) 公務員から事業団の職員になるわけでございまして、から、公務員と同様の保障ということはおもひがたございませぬけれども、就業規則等その他によりまして従来とほぼ同じような地位の保障もいたします。また、待遇等につきましても、できるだけの処遇をしようというふうに考えております。

○野上元君 形式的に言えはあなたは今言われたとおりに思いますが、国家公務員ではなくなるわけですから、身分保障の適用法令が変わってくるわけですから、しかし実質的には今日同じ事業に勤めておる人が向こうへ移るわけですから、そういう不安や過酷な勤務状況が生まれまいようになたのほうは格段の配慮をしてもらいたいと思つて、その点については責任をもつてやってもらえますか。

○政府委員(板野學君) 責任をもつてやっております。

○永岡光治君 関連して、今の点がやはり一番基本になると思う。もの考え方というものが、今日は郵政省職員と同様の就業規則なり給与準則でいっているわけですが、これが移行することによって、理事長が就業規則等をきめることになっておりますが、その際

のきめ方というのは、今保険局長答弁
されましたけれども、郵政職員と同じ
立場に立つて物事を考えるのだ、もし
何か勤務の状況で、今お話があったよ
うな事務職員にも夜勤ですか、宿直で
すか、そういう問題が起り得るとす
るならば、それらについては郵政職員
を下らないように、勤務条件と比較し
て下らないようにという、そういう配
慮のもとにこれはきめようとしておる
ものであるかどうか。私はその物事の
立場といいますか、スタンダードが一
番大切だと思つたので、それはどうい
うに考へておるのか。

○政府委員(板野學君) そういう点に
つきましては、現在の郵政職員よりも
劣るような処遇なりあるいは勤務体系
はとらないというふうに考へておりま
す。

○野上元君 次の問題に移りますが、
私は今手元に本事業団設立についての
郵政省対全通の交渉、あるいは会見の
模様を記録したものを持っております
ですが、この中でいろいろと職員側が
質問をいたしておりますが、その質問
を見てもみると、こうなる見込みで
あるとか、あるいはそのことについて
は努力をしておる最中であるとか、あ
るいはその他の公団、事業団に準じて
行なうこととなるのであろう、こうい
うふうな答弁でありまして、何ら具体
的にこうだ、こう言つて言ひ切つた答
弁は全然ないようであります。した
がって職員側としては非常に不安な気
持にかられておると思うのですが、法
案が成立しておらない条件の中の交
渉でありますから、あるいはこういう
ことになつたかもしれないが、これ
が成立した場合には、もう少しはつき

りしたものが回答されると思つてです
が、その点についてはどういふふう
にお考へですか。

○政府委員(板野學君) 御指摘のと
り移行後の処置につきましては、これ
は給与の規程とかあるいは就業規則等
は、事業団の理事長によつてきめられ
るという事になつておりますので、
形式的にそういう工合に申し上げたの
でございますけれども、私どもといた
しましては、できるだけ移行前にはつ
きりとしたそういう処遇その他の面を
提示いたしまして、はつきりしたい
というふうに考へております。

○野上元君 形式論的には移行されて
後に理事長が給与準則を作り、あるい
はその他具体的な問題についてはきめ
る、それを職員側と話し合つたといふこ
とについては、私も十分に了解できる
のですが、しかしながらこういうもの
を設立する場合には、理事長に給与準
則を作れと言つてもいろいろその準備
がないと思つた。先ほどの話で、郵政大
臣は理事長をだれにきめるかわから
ぬ、まだ白紙の状態、しかも四月一
日には発足させる、こう言つておるの
です。それから、おそらくこの法案が上
がつてから理事長を指名されると思つ
て、そういうことになりますと理事
長はそれだけの能力が私はないと思
います。したがつて實際現実的には郵政
省の人事部長が担当して給与準則とい
うものを作るのじゃないか、こう私は
実は考へるわけです。したがつてもし
それが事実であるならば、現実に給与
準則をその他勤務条件等を作られる方
々と、これから職員を送り込んでい
くほうの代表との間で話し合ひが行な
われ、そうしてお互いが納得をしてこ

ういふ条件でいくのだというはつきり
とした確約がないと、これから移つて
いく人は、理事長に白紙委任という形
でいかなければならぬという、きわめ
て不安定な状態になると思つたので
が、その点は郵政当局としてどうい
うふうにお考へになつておりますか。

○政府委員(板野學君) 仰せのと
おり、この法案が成立いたしますと、直
ちに準備室を設けて、先ほど御指
摘になりました給与準則なりあるいは
就業規則等、この準備室におきまして
大体の骨子を作り上げたい、特に準備
室はあらかじめ向こうに移行する職員
を中心として作り上げたい、というふ
うに考へておりますので、早急にそ
ういふアウトラインを作つて、発足し
すれば大体それが向こうの給与準則な
りあるいは就業規則等に適用されるよ
うにいたしたいというふうに考へてお
りますので、発足前にはアウトライ
ン相当のものが明らかになるというよ
うに私どもはいたしたいと思つており
ます。

○野上元君 ただいま準備室の構想が
発表されましたが、これはどういふメ
ンバーでどれくらい人員構成でやら
れるのですか。

○政府委員(板野學君) 大体保険局の
職員でございまして、向こうに移行し
たいという希望を持つておられます
し、私どももこれは適任であるとい
うふうな人々を大体十名程度集めまし
て、あるいはその中には専門家はあ
るけれども、移行はしないという人も
ございまして、十名ないし十五名く
らい集めまして、準備室を直ちに作り
たいと思つております。

○野上元君 その室長はどなたがおや
りになるのですか。

○政府委員(板野學君) 管理課長が室
長になる予定でございまして。

○野上元君 保険局管理課長ですか、
人事部管理課長ですか。

○政府委員(板野學君) 失礼いたしま
した。保険局管理課長でございませ
ん。

○野上元君 この準備室長、あなたみ
ずから当たられたらどうですか。

○政府委員(板野學君) 私もほかに
いろいろ仕事がございますけれども、
私は監督の立場を監督をするわけで
ございまして、もう一つこの法案が成
立いたしますれば、省全体としての
いわゆる準備委員会と申しますか、こ
れは次官を長にいたしまして準備委員
会が設けられる予定にいたしておる次
第でございまして。

○野上元君 この点非常に私は重要だ
と思つた。最も従業員が心配して
おる基本的な問題でありますので、明
らかにしてもらいたいと思つたので
が、こういう事業団を設立される場合
に、郵政当局はもちろん全責任を負
わなければならないでしょうし、従業員
の代表である全通としてもこれは当然
どういふふうな条件で、どういふ構
想のものに事業団が設立され、どうい
う条件でこの従業員がそちらに移行
するかという問題については、きわめ
て大きな関心事であると思つてござ
います。したがつてこれが完全に移行
が完了するまでは、おそらく郵政当局
と全通の間でいろいろの話し合ひがな
されると思つた。その場合の話し合ひ
の相手は、郵政当局のほうの責任者
はだれになるのですか。

○政府委員(板野學君) 人事部長が移
行職員につきましてのいろいろな処遇
の問題につきまして当たるわけでござ
いますけれども、移行後の問題もいろ
いろございまして、人事部長と簡易
保険局長が主としてこれに当たつて
いくということになると思つた。

○野上元君 人事部長がもしも責任者
として当たられるということであるな
らば、人事部長を呼んでいただかない
とあなたの権限外だということにな
ると、非常に議事の進め方がむずか
しくなると思つた。あなたはこの
約束されたことは必ず人事部長をして
実行せしめるといふ確信があります
か。

○政府委員(板野學君) 従来もそのよ
うに緊密なる連絡をとりましてやつ
てきておりましたし、ここで私が答
へ申し上げましたことにつきまして、私
も責任を持つて人事部長にやつて
いただくという工合にいたすつもりで
ございまして。

○野上元君 その点郵政大臣も確認し
ておいてもらいたいと思つた。異
議ありませんか。

○國務大臣(迫水久常君) 異存ありま
せん。

○永岡光治君 これは大臣、それから
保険局長にもだしておきたいので
が、今野上委員の質問に対して一応責
任を持つた御答弁をしておるので
が、間違ひはないと思つた。やは
り給与の決定にいたしまして、労
働条件ということになると、その給与
額のみならず一体今後の条件がどう
なるのかということを一応見きわめ
ないと、行くか行かないかということ
はきめかねるわけですから、単に発
足したならば理事長がその責任を持つ

いうような安易な考えじゃなくて、相当長期にわたって問題がありましようけれども、当分の間これでいくのだという一つの展望に立った就業規則なり、そういった移行後における条件等をよく話し合っておいてもらわなければいかぬと思う。それでないと、希望して行ってみたところなるほど初任給はよかつたけれども、あとでこういう就業規則であったのか、労働条件はこうであったかということで、これなら行くのじゃなかったという人が出ないとも限らないと思う。そういう意味で、今野上委員の言っておるように、行く前に、理事長がきめるであろうものは、両者が約束したものが就業規則あるいはその他の条件になるように十分ひとつ配慮して、ここできめてもらおうというふうな、そういうふうな観点できめてもらおうという用意は持っておるのか。

○政府委員(板野學君) ただいま先生のおっしゃいましたような考えのもとに今後事務を進めます。

○野上元君 具体的に一つお聞きしておきたいと思うのですが、たとえばあなたのほうのいろいろな資料を見ても、今度行く人たちの俸給は理事長が給与準則できめるということになっておりますが、すでに行く人たちは一号ないし三号上がるということを前提としておられるようですが、これは具体的にどういうことなんでしょうか。

○政府委員(板野學君) 手続的には事業団が満足して理事長が給与準則に基づいてきめるということにはなっておりませんが、ただいま先生がおっしゃいましたように、移行するにつ

ては俸給が非常に問題でございまして、暫定的に暫定俸給月額をもって支払われるということになりますけれども、具体的にはいろいろ試算をいたしまして、個々の具体的な俸給をきめるかどうかというところは、これはたいへん人数も多ございまして、非常に困難性もありますけれども、できるだけ各職群につきましてどの程度のアップがあるか、これをかりにこういう俸給表を適用すればどうなるかということくらいは、具体的にきめまして話し合いをいたして参りたいというふうに考えておる次第でございまして。

○野上元君 そうしますと、あなたのほうですでにいろいろといわれておる一号ないし三号上がるという問題については、さらに具体的に研究をして、それを事前に提示する、こういうことになるわけですか。

○政府委員(板野學君) 一般的に申しますと、大体一号ぐらいいはとにかく一律上がるということになるわけですが、各職群によりましていろいろ俸給の上がり方が違っておりまして、関係上、個々の人々まで具体的にきめるかどうか、それは相当な時間がかかるわけでございますが、たとえば一般の職員を一般の公務員に直しまして一二%アップということになりますと、大体で五%程度が一号ぐらいいに相当するわけでございますか。あとの一〇%を各職群に従いますか。あとの一〇%を各職群に従いますか。あとの一〇%を各職群に従いますか。あとの一〇%を各職群に従いますか。

○政府委員(板野學君) 手続的には事業団が満足して理事長が給与準則に基づいてきめるということにはなっておりませんが、ただいま先生がおっしゃいましたように、移行するにつ

○野上元君 今あなたの言われているアップというのぼどういことなんでしょうか。移行する人が現在の俸給より一号ないし三号アップする、そして一号はおおむね全体がアップする、その他の問題についてはなお検討してみなければわからない、こういうことに理解してよろしいのですか。

○政府委員(板野學君) この各職群によりまして、また勤続年数によりましていろいろな場合が想定されるのでありますけれども、たとえば二十年以上上る者はどうなるか、二十年未満の者はどうなるか、五年未満の者はどうなるか、大体の率が出るわけでありまして、か、そういう職群、勤続年数等につきまして大体のアップ率を算定いたしまして、そしてこの職群に属している勤続年数を持った者については、大体このくらい上りますということを示し得ると思えます。

○野上元君 何といいますが、その示し得るといことは、全部がとにかく洩れなく一号だけは上がる、その他二号、三号の問題については具体的に計算してみなければわからないということですか、それとも一号上がるということもこれは具体的に検討をしてみないとわからないということですか。

○政府委員(板野學君) 最も問題になりますのは技能職群でございますが、いわゆる非常勤職員があるわけでございます。こういう技能職群につきましては、一般の公務員が郵政省職員に比べまして非常にベースが低いものでございまして、このまま移行いたしますと、どうしてもむしろ現給よりも下がるといような問題も起きてきますので、原則として現給より下げない、さ

らにあらかじめ非常勤職員につきましましては、移行以前におきまして定員化をいたしたい、移行する者につきましましては、定員化をいたしますと、大体それだけで一五%—二〇%のアップができるわけで、身分の安定もできるわけでありまして、したがって非常勤職員だけが一つの問題でありまして、それ以外の職群につきましては、先ほど申しましたように一号アップが大体原則としてできますし、あと一〇%はどういうふうに分けるかというところは、職群なり勤続年数によっていろいろ変わってくるわけでありまして。

○野上元君 そのアップをするのによく退職の場合に優遇アップというのがありますね、そういうことをやるのか、優遇アップをするのか、そのまま向こうに換すべしとするのか、そうでなくて優遇アップはやめて、向こうに行つてからアップをするのか。

○政府委員(板野學君) 優遇アップは退職のときにやるわけでありまして、ただいま申しましたのは向こうに行つてからやるアップであります。

○野上元君 なおこれらの点については永岡さんのほうから……

○永岡光治君 今お話になりました定員化の問題になるのは非常勤職員と職員という身分をかかえて移行するのですか。全部定員化できないのですか。

○政府委員(板野學君) 移行する職員につきましましては定員にいたしたいということですが。

○永岡光治君 全部。

○政府委員(板野學君) 全部です。

○永岡光治君 そうすると今答弁の中から心配になる非常勤職員の処遇問題は、それは事業団に移行した後に、事業団で新しく採用する非常勤職員と、こういう意味の非常勤職員ですか。

○政府委員(板野學君) それでは事業団に移行した後に、事業団で新しく採用する非常勤職員と、こういう意味の非常勤職員ですか。

○政府委員(板野學君) それでは事業団に移行した後に、事業団で新しく採用する非常勤職員と、こういう意味の非常勤職員ですか。

○永岡光治君 そうすると現在非常勤職員は定員、本務採用して向こうに移行するのですか。現在の非常勤職員の分が少し不遇になる、こういう意味ですか。

○政府委員(板野學君) ちょっと先ほどの私の説明訂正しますが、定員外で本務者化して移行するということがございまして、そうしますと、向こうへ参りますと正式の職員になるわけでございます。

○永岡光治君 そうすると事業団もやっぱり定員と、今言った郵政省がとっている常勤的非常勤という制度をまた設けるのですか。

○政府委員(板野學君) 事業団におきまして非常勤というのは、ほんの季節的なたとえば暖房要員とかあと補充的なもの、そういうものが非常勤として考えられるだけでありまして、あとは全部職員というわけでございます。

○永岡光治君 私もそうだろうと理解するので、定員のひと、本務の非常勤とあるところ言うものですか、どうもその点をはっきりしない。全部本務化できないのか、定員の中はめられる人は、それを事業団になつたから、あなたの冒頭の説明の中にもありましたが、定員や何かで縛られるのは困るから事業団にするのだというの

○永岡光治君 全部。

○政府委員(板野學君) 全部です。

○永岡光治君 そうすると今答弁の中から心配になる非常勤職員の処遇問題は、それは事業団に移行した後に、事業団で新しく採用する非常勤職員と、こういう意味の非常勤職員ですか。

でしたら、この際それを定員にしてしまつたらいいじゃないかと考えるのですが、それはできないのですか。

○政府委員(板野學君) 移行後は全部職員になるわけでございませうから、また公務員における定員とか何かという問題よりも、職員として全部同じように処遇をして、退職手当も出しますれば期末手当も出すということでございます。

○永岡光治君 先ほどからずっとつなげられるものだからあまりはつきりわからないのですが、そうすると、全部の職員を定員とするのですか、特に季節的職員とか、あと補充的な臨時的に雇うというような非常勤を除いて全部。あなたのおっしゃる定員とするというのは、事業団を充足する後において盛られたものは、つまり郵政省で、いう常勤的非常勤というものは定員の中に入るのだということ、こういうことに理解してよいのですか。

○政府委員(板野學君) そのとおりに考えております。

○野上元君 本来従業員の待遇、すなわち給与あるいは就業規則等については、これは理事者側と労働組合とが団体交渉して適用されておりますが、それは労働三法が適用されておりますから、それが本筋だと考へるのですが、今回の場合その就業規則は理事者のほうで一方的に作られて、それを従業員にのませるのか、それとも事前に就業規則を作つて従業員の代表といふいろいろ話し合いをするのか、それはどういふふうにおやりにならうとおられるのか。

○政府委員(板野學君) 形式的には就業規則は理事者が組合なり、あるいは就業

職員の代表の意見を聞いて作り得るということになっておるわけでございませうけれども、その内容には給与とか、あるいは勤務時間とか、あるいはいろいろの処遇の面もございませう。これらは団体交渉の対象になるわけでございませう。しかしながら移行後すぐ組合はなかなかできがたいでしょう、また職員の代表もできませんけれども、これもまあなれという点もございませうので、私どもとしては、できるだけひとつ具体的に、事業団の設立前における程度具体的に話し合つて、そしてこれを事業団をして実行せしめるという方法でいきたいというように考へております。

○野上元君 その点はよくわかりませう。そうすると具体的に今あなたの言われたことになると思ひます。ということになると、裏返して言えば、郵政当局とこれから移行をされる職員を代表する全通との間に、そういうもの話し合いを行なつて就業規則を一応きめていく、こういう段取りをされるのだと思ひますが、そういうふうにおえてよろしいですか。

○政府委員(板野學君) そのようにお考え願つていいと思ひます。

○野上元君 郵政省がこの事業団に關して提出しておる資料等によりますと、事業団の職員のいわゆるいろいろな条件については国家公務員に準ずる、こういうふうなうたわれております。あるいはまた他の事業団等の職員に準ずる、こういうふうなうたわれておりますが、明らかに国家公務員ではなくなるわけですから、国家公務員に準ずるといふき方ではなくして、む

しろ公共企業体であった郵政省の職員として今日まで働いてきて、それと同じ仕事をただ事業団に移つてやるというのでありますから、その場合には国家公務員に準ずるといふ言ひ方をせず、郵政従業員に準ずる、こういうふうなうたわれるほうが妥当ではないかと思ふんですが、その点はいかがでございますか。

○政府委員(板野學君) この保険年金福祉事業団も、政府機関の一つでございませう。また他の事業団等もすべて一般公務員を基礎にして、いろいろ給与とかその他の問題が定められておりますので、私どもといたしましては一般的に申し申すると、やはりこのほかの事業団に右へならえということになる次第でございませうが、先ほど先生おっしゃいましたように、これは郵政職員でございませうので、そういう点につきましては十分に考慮の中に入れて、いろいろ問題を考へたいというように思つておる次第でございませう。

○野上元君 今まで作られた公団、あるいは事業団はいろいろな省に付属して作られておるわけです。たとえば純然たる行政官庁から派生して事業団が作られておる場合がある。その場合にはもともとが国家公務員ですから、したがつて国家公務員に準ずる、こういうふうなうたわれても、これは適當だと思ひます。しかしこの事業団の場合には、明らかに公共企業体としての簡易保険事業に携つておつた人が、そのまま同じ仕事をするために、ただ事業団に移つていかれるということであるから、この際あなた方が言つておる国家公務員に準ずるといふのは、これは郵政職員に準ずる、と説みかえて

確認してよろしいですか。

○政府委員(板野學君) 俸給、給与等につきましては、一応この事業団ができます建前が、一般公務員に準ずるといふ建前をとつておる次第でございませう。また諸手当等につきましても、一般公務員と郵政従業員とにつきましては多少の差異がございませうので、発足の際の給与につきましても一五％アップ等を考へまして、そういう不利な点をカバーしていくということになつておるわけでございませうが、その他勤務条件等いろいろな点につきましては、先ほど申し上げましたように郵政従業員から移行するの点でございますので、そういう点はほとんど従来勤務条件なりそういう面を十分に取り入れまして、考へていきたいというように思つておる次第でございませう。

○野上元君 その点がやはり従業員が非常に不安に思つておる一つの大きな点だと思ひます。一般公務員に準ずると言われると、自分らの待遇が引き下げられるのではないかと、こういう心配をされておるわけです。

それからもう一つは事業団といつても、これに準ずるといつても、公団、事業団にはいろいろな種類がありませう。それぞれ特殊事情に基づいて、こういう給与準則であるとか、勤務条件というものが定められておる。一体どの事業団、どの公団を対象にして準ずるのかという点になると、これは非常におむずかしい問題だと思ひます。一番待遇のいい公団あるいは事業団に準じてもらえばこれは文句はないでしょう。しかしそれではあなたの方としても非常におむずかしいと思ひます、国家公務員に準ずるといふのはあ

なた方が考へ出したことであつて、何も政府がそうしろということじゃないのでしようから、私が今言つておるように郵政従業員に準ずるといふのは、こういうふうな解釈してちつともおかしくないんじゃないでしょうか。

○永岡光治君 答弁の前に関連して。これは、今野上委員から質問されたようなことがあるから心配なんです、買頭保険局長にたたくして、郵政職員とスタングードを同じくするわけですよ。あなたはそのことを確かめたわけですよ。あなたはそういうことをやるんですよ、はつきり答弁をしておるわけですよ。ここにくりというところをどうなことを言うかと、それは困るわけですよ。そもそも事業団の監督者は郵政大臣ですよ。いいですか、この法律を見てもらなさい、郵政大臣がこれを監督する。建設大臣とかあるいはまた厚生大臣が監督するわけじゃないのです。郵政大臣の監督する事業団であり、しかもその事業は保険事業と一体になって運営されてこそほんとうの私は所期の目的をあげ得ると確信をしておるわけですよ、やるとするならばですよ。だとするならばこれは郵政大臣の認定できるべき筋合いのもので、大蔵大臣のチェックもあなたはこれはただ形式上軽い意味だとおっしゃつたので、私もそのよんだ理解しますと、こういうことで済むにわけですから、それを今さらまたほかの事業団と均衡をとるのだのとなつたのだといふことは、私はおかしいと思ひます。ですからどこまでもこの事業団と一体になって運営される郵政職員と同様の基準で、物事を考へなければならぬといふのは、当然じゃないでしょうか。再確認の意味で私は質

問いたします。

○政府委員(板野學君) もし私の先ほどの説明が不十分でありましたならば、この機会に訂正をいたしたいと思いますが、いわゆる給与準則と申しますか、そういう面につきましては、すでに予算を作る時から一般公務員のベースを基準にいたしまして一五%アップ、それから一般公務員がさらにベースアップをしますときにはそれに準じて行なうという建前でございまして、郵政従事員がベースアップになりますときと、一般公務員がなりますときとどうしてもズレがございまして、そのズレにつきましては、これは郵政職員の方のベースアップに準ずるのじやなくて、一般公務員のベースアップに準じてやっていこうということにございまして、ただ実際に向こうに行つた場合の職員の処遇等、実際の具体的給与につきましても、できるだけ現在の郵政従事員の俸給というものを十分に考慮をして、そして号俸をきめるなりそういうものをきめていきたいということとを申し上げた次第でございまして。

○野上元君 私はやはりそこに問題があると思うのです。やはり永岡委員が言うようにすべて待遇の問題については郵政職員であつたということがもうスタンダードでなければいかぬ、こう私は考えるのですが、たとえば労働福祉事業団というのができますわね、これは労働者から派生してできるわけですね労働者は一般の行政官庁ですから一般公務員の待遇を受けておるわけです。それがそのまま横すべりして事業団を作つた場合に、それはもう当然公務員に準じていいと思ふんです。しかし郵政事業の場合にはもともと

郵政の事業をやつており、公共企業体の職員として今日まで待遇を受けておつた者が、事業団に行つたために一般公務員並みに下げられるということになると、それはやはり従業員としては相当問題があるのだからと思ふんです。その点はあるのほうでは予算編成がどうのこうのとこだわつておられるが、そういうことをやつたこと自体がちよつと早まつておるのじやないかと思ふんですが、その点板野さんが答弁できなければ郵政大臣にお願いしたい。

○政府委員(板野學君) 私が申し上げましたのは、一般公務員がベースアップするときはアップされまするし、また算定の根拠になる基準も一般公務員の給与が基準になるわけにございまして、御承知のように一五%アップして参りますので、決して現在の郵政従事員よりも処遇が悪くなるということとはないのでございまして、何パーセントかはよくなるということとは事実上言えると思ひます。

○野上元君 私はそういうことは言えないと思ふのだなそれは移行した瞬間においてはそのうことが言えるんです。しかし、その後のベースアップ等については一般公務員に準ずるといふことになると、郵政従業員がベースアップしたときには何ら関係ないということになるわけですね。そうすると、その点はだんだん将来は大きく開いてくるのじやないか。特に政府の方針としては、公共企業体の職員と一般公務員とのベースには差があつてよろしい、それは労働の質と量とにおいて違ふからだと、こういうことをはつきり認めておるんですから、当然、公務員に準ずれば、公共企業体の職員に準じた場合と比較すると、何年かの間には相当大きな開きが出てくる。また、こなければならぬです。そういうふう

に今の給与体系で仕組まれておるということになれば、当然長い将来においてはそういう心配が出てくる……。

○政府委員(板野學君) 大体一般公務員と公共企業体と申しますか、この企業体の職員のベースの差というものが、この前の国会におきまして七%くらい開いておるということにございまして、七%の差が今後一〇%になるかどうかというところにつきましては、これはいろいろ問題があると思ひますけれども、一応の人事院の考え方につきましては、そういう、視点を持っておるわけにございまして。したがいまし、一五%アップをこの機会にいたしますれば、今後郵政職員のアップがどの率になりますかわかりませんが、その間に郵政職員のほうが事業団に移した職員よりも給与が上になるといふことは、私どもはただいまのところ想像いたしておらない次第でございまして。

○野上元君 それが同じことであるならば、これから移行する従業員が安心できるように郵政省に準ずると、こうしたらいいじやないですか。同じことじやないですか。

○政府委員(板野學君) ただいまの現在で計算をいたしてみますと、郵政職員と一般公務員の差というものは大体二%程度でございまして、特別昇給その他がございしますので、そういう点を考慮に入れますと大体とんとんではないか。このような際に一五%アップ

をいたすわけにございしますのでこの点は一般の事業団に右へならえと申しますか、同じ立場の政府機関であるというところでそういうことにいたしておるわけにございまして、事実問題といたしましては一五%アップすれば、郵政職員が今後これを上回るようなアップはないじやないか、というふうに予想をいたしておる次第でございまして。

○野上元君 そのことは、あなたが総理大臣でもないし、直接国家の財政を握つておるわけじやないんですから、そのことの前言をあなたがいくらやらせてもわれわれはこれを信用するわけにいかないんです。私もまた将来のことについては予言する権能は持つていないし、郵政大臣でも私はしかりだと思ふんです。ということになれば、あなたのほうは国家公務員に準ずるといふことをどうしてそう固執されなげなうぬのですか。郵政従業員に準ずるといふことになればみんな安心して行けるということに、国家公務員でなきやならぬというのにはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(板野學君) 大体他の一般公庫、公団というものが一般公務員に準ずるがゆえに一五%アップを認められておるわけにございまして、もし郵政職員に準ずるといふ建前をとれば、これは大蔵省が一五%アップを認めるかどうかということにつきましては相当問題があるわけにございまして、そういう点も考慮に入れまして、なお、この事業団も政府機関にいたしまして他の事業団と大体同列に置いていくという建前をとつても、決して郵政従事員を基準にいたす場合とそう変わらな

いというように私どもは考えまして、一般公務員と同じ措置基準をとつたというところでございまして。

○野上元君 そのことは私も了解できないことはないんだが、とにかく従業員が非常に不安がつておるの、さきほど私が言つたとおりなんです。もしも大蔵省が郵政従業員に準じた場合には、一五%アップを認めないとしてもいいです。それはそれでいいと思ふんです。それに見合うものでいいと思ふんです。それに見合うものでいいと思ふんです。計算してみれば、それが一五%になるのか一六%になるのか知りませんが、それでもいい。ただ従業員としては郵政職員に準じてもらったほうが将来安心である、こう言つておるのですから、あなたのほうはそういうことを事前にやはり職員の代表と話し合つてきめていかれたら、こういうめんどうなことにならないで済んだんじやないでしょうか。

○政府委員(板野學君) 先ほども申し上げましたように、アップの時期が少しズレはございましてけれども、私どもは将来にわたつても郵政職員との均衡というところは常に考慮しながら問題を処理していきたい、というふうに考えておる次第でございまして。

健康保険、厚生年金の関係について、まずお聞きしたいと思います。

○政府委員(板野學君) 共済組合は、これを脱退することになるわけでございます。

○野上元君 そうしますと、共済組合については一時脱退するけれども、通算することになると、私もよくわからないのですが、今までと何ら改悪にはならない、こういうふうな解釈してよろしいのですか。

(委員長退席、理事寺尾豊君着席)
○政府委員(板野學君) 郵政大臣におきまして、これを向こうに移行させ、あるいは移行職員も、将来郵政省に復帰する希望を持って、そのような、あるいは向こうに移行しました間に退職するということなことに、引き続き郵政省に復帰するまで、そこに勤めておる、このような条件等がございますれば、二十年以上の勤続者につきましては、そのまま共済組合に掛金を払い込みますという、年金を一定の年令のときもらえるわけでありまして、また二十年以降の職員につきましては、通算年金のほうの適用がございまして、脱退する際に一時金としまして払い込みをいたしますれば、さきに申し上げました条件によりまして通算もできるようなわけでございます。そのような措置をいたしたいというように考えております。

○野上元君 あなたのほうで出しておられる資料によりますと、共済組合と健保、あるいは厚生年金では、給付に差が生ずることになっておりますが、どれくらいの差になるのですか。

○政府委員(板野學君) 療養費につきましては、一般公務員につきましては本人は全額、扶養者は三カ年分額、事業団職員につきましては本人全額、扶養者は三年分額、これは大体同じでございますが、出産費等につきましては、国家公務員では俸給の一月分最低六千円、扶養者につきましては、俸給の半カ月分最低三千円、事業団職員につきましては標準報酬月額半分の、最低六千円、それから扶養者につきましては三千円、それから育児手当につきましては一般国家公務員は二千四百円、扶養者も同様でございますが、事業団職員は二千円、それから埋葬料につきましては、国家公務員につきましては俸給の一月分最低六千円、扶養者は俸給の半カ月分最低三千円、事業団職員につきましては本人は標準報酬月額分、扶養者は二千円、大体そのような状況になっておまして、幾分事業団職員が不利な場合もあるようでございます。

○野上元君 今あなたが説明されたように、若干不利になる点があるようです。しかも相当種類にわたってあるようですが、これらの救済方法というものは別がないんですか。

○政府委員(板野學君) 本俸が一五%アップになるわけでございます。なお、本俸がアップになりますという、そのはね返り等が約四〇%手当等にはね返るのでございますので、それらの点を考慮いたしますと、十分その分の点をカバーできるといふふうに考えておる次第でございます。

○野上元君 その点は計算してみればすぐ出るわけですが、今それを計算する何があるまいから何ともいえないわけですが、その点はあなたのほうも、そういう答弁をされた以上、それが実際である、真実であるということも十分にとつ考慮に入れてもらってやっていただきたいと思っております。

それから次に、共済の継続する場合、継続を希望する場合には掛金が高くなるんですか。

○政府委員(板野學君) 同じでございます。○野上元君 共済の継続を希望しても掛金は、今まで、従前どおりでよろしいということですか。

○政府委員(板野學君) 最初は仮定の俸給でございますので、その俸給に率は同じにいくわけでございます。○野上元君 逓信病院の利用等には勤続年数等で制限を受けたり、あるいはまた実費を支払わなければならぬというようなことがいわれておりますが、その点は従前どおりの扱いはできないのですか。

○政府委員(板野學君) 大体退職者と同様な取り扱いをいたすわけでございます。○野上元君 その経費等につきましては、退職者と同じでございます。○野上元君 いや、私が言ったから、あなたは思いついたのじゃないですか。

○政府委員(板野學君) 住宅につきましては、ただいま国営の宿舎に入居いたしておりますものが、大体今百一人おられます。この人たちが全員向こうに移行するかどうかかわかりませんが、そのうち、現在まで出資可能のものが六十三戸でございます。残が三十八戸でございます。

○野上元君 もう一つお聞きします。今日移行するであろう従業員が、住宅に入っている、郵政住宅に入っているのが百一人ですか。

○政府委員(板野學君) 現在の施設におります人、全員を対象にいたしますという、百一人の人が、百一人あるというわけでございます。

○野上元君 百一人必要であるということですが、現在の百一人、現実に郵政住宅に入っているということですか。

○政府委員(板野學君) 百一人必要であるというわけでございます。

○野上元君 現実に入っている人は何人くらいですか。

○政府委員(板野學君) 先ほど申し上げましたように、現実に入っている人が百一人あるわけでございます。これが全員移行するということになりますと、百一人はどうしても必要になるという次第でございます。

○野上元君 そうしますと、現実に入っている百一人は必要であるから、これは全部郵政省の主資にするというわけですか。

○政府委員(板野學君) 先ほど申し上げましたように、そのうち六十三戸は現在出資がきまっておりますけれども、残り三十八戸につきましても、極力出資方を交渉中でございます。私どもも、これは出資可能ではないかというふうな現在のところ考えておりますけれども、最終的な決定はま

八戸でございますけれども、これもできれば全部出資できるように措置をいたしたいということで、厚生課のほうと交渉を進めておる次第でございます。

○野上元君 八戸でございますけれども、これもできれば全部出資できるように措置をいたしたいということで、厚生課のほうと交渉を進めておる次第でございます。

だできておられない次第でございます。
○野上元君 それは郵政大臣と大蔵省との間に協議が行なわれているということですか。
○政府委員(板野學君) この百一戸につきましては、国有のものが五十六戸、それから共済の所有になっており、それが四十三戸、一般から借りておられますものが二戸でございます。したがって、国有のものにつきましては、大体問題はないと思っておりますが、共済あるいは一般も含めまして、これを共済につきましては、極力この出資方をお願いをしていくわけでございまして、一般の二戸につきましては、一般から借りているわけでございまして、このまま継続できるというように考えているわけでございます。
○野上元君 先ほどからいろいろ質問いたしますが、かなり不利になる点があるわけですが、こゝでまた、住宅の問題で非常に不利になるといふことになっております、これも一五%の中に含まれているのですか。
○政府委員(板野學君) 私ども、この住宅の点につきましては、確かに六カ月を経過いたしますと、家賃が三倍になるわけでございますので、これを極力そうでないように現物出資を促進いたしますと同時に、万一そういうことがありますれば、他の経費を差し繰りまして、その手当をするようにしたいというふうな考えでいる次第でございます。

○野上元君 そうしますと、現実に百一戸に入っている方々が、向こうへ移行したからといって、これを追い出されるということはないと確認してよろしいですか。
○政府委員(板野學君) 場合によつても、移転等があり得ると思はれますけれども、住居がなくなるということはいたさないつもりでございます。
○野上元君 あなたの言う移転というのはどういう意味ですか。
○政府委員(板野學君) 共済から出資等しているものにつきましては、やはりいわゆる現在の他の職員が、共済から作っております宿舎につきましては、場合によりましては出資不可能のものできてきますので、他の団体の宿舎に移るとか、あるいは出資可能なものに移ってもらうというところは、現実問題としてあり得るということでございます。
○野上元君 別に通勤不可能なようなところへ移転させられるというような意味ではないのですか。
○政府委員(板野學君) そのとおりでございます。
○野上元君 この項につきまして、いろいろとお話を伺ったのですが、共済組合と健保の関係であるとか、通信病院の利用であるとかいう点については、若干待遇が引き下げられるということになるわけですが、これは救済の方法はないわけですか。
○政府委員(板野學君) 現在のところ、そういう方法はございませんけれども、事業団がだんだん固まっておりますという、郵政職員で作っておりますようないろいろな施設ができて参ります。また、そういう施設ができるだけ早くできるように、私どもといたしましては措置したいというふうな考えでおりますので、これもある経過的な所遇の低下というふうな私ども考えている次第でございます。

○永岡光治君 関連。今共済関係をめぐつていろいろ質問されておりますが、しろうとにわかりやすく、ひとつ説明してもらいたいと思うのですが、事業団に移行することによって、具体的に何が郵政職員の今まで受けた待遇と比較して有利なもので、これこれのものが不利になるかというものをあげてもらって、その不利になるものについて、こういうふうな救済の措置をしていこうというふうなものでしょうか、非常にきつりするのであれば、それをはひとつ言ってくれませんか。
○政府委員(板野學君) 第一番目は、身分保障の関係でございますけれども、切るといっては語弊がございますけれども、いわゆる国家公務員と同じような、法律の保障がなくなるわけでございます。たとえて申しますと、人事院の審査が受けられないということでございます。それから、それは他にまた救済方法等もございますけれども、一応国家公務員に比べまして、そういう不利がございます。それから俸給につきましては、一五%アップになりますので、別に不利になるものはない、むしろ有利になる。扶養手当につきましては同じでございます。暫定勤務手当につきましては、両方とも同じでございます。別に不利になる点はない。超過勤務手当につきましても同様でございます。祝休日給につきましても同様でございます。宿日直手当につきましては、もしこういう勤務体系がとられますと、新しいそういう手当が支給されるわけでございしますが、郵政と一般公務員とも一回三百六十円でございます。私ども同じでございます。

○野上元君 夜勤手当につきましても、別に不利になる点はないですか。期末手当でございますが、有利になる点につきましても、予算的には従来年間三・四カ月分でございますが、郵政は三・二五カ月分でございますので、その点では有利になる。それから後職いよゆる管理職手当も同様でございます。特殊勤務手当につきましては、現金出納手当及び災害、診療手当の制度等につきましては、これを新設をいたしたいというふうな考えでいる次第でございます。通勤に、別に不利になるものはない。通勤手当につきましては、交通費が百円ほど一般公務員が少ないようでございます。その面は有利になるというところも、移行後につきましては十分考慮をいたしたい。一般公務員は百円控除されているようにございまして、考慮いたしたいと考えております。それから業績手当でございますが、郵政職員につきましても、年間六千円ないし七千円の業績手当があるわけでございしますが、この事業団につきましては、ただいまのところ、そういう業績手当の制度はございませんけれども、業績の向上等も考慮いたしまして、具体的にはできるだけこの業績手当も出得るようにいたしたいというふうな考えでいる次第でございます。それから石炭手当とか薪炭手当、寒冷地手当でございますが、この石炭あるいは薪炭手当につきましては、三十六年度におきまして、郵政のほうが一般公務員よりも二百円ないし二百円多いので、この面につきましても、一応そういう面が下がるといふことになるわけでございしますが、私ども、私ども移行しました職員につきましても、できるだけそういう面

も、これをカバーするような実際上の措置を何とか講じていきたいというふうな思つておる次第でございます。
退職手当につきましては、国家公務員等退職手当法に比しまして有利な基準が設けられておりますので、この点はむしろ有利になる。それから次は勤務時間でございますが、別に、これも同様でございます。
休暇制度でございますが、長期雇用の非常勤職員につきましては本務者となる、先ほど申し上げましたように、本務者となって向こうに移行する次第でございますので、郵政職員よりも、この面は有利になるということが言えるのでございます。
災害補償につきましては、労働者災害保険法の適用となるわけでございしますが、給付内容等につきましては、国家公務員の場合と同じでございます。それから共済組合の資格はなくなつて、厚生年金、あるいは健康保険に加入することになるわけでございしますが、その面につきましては、先ほど申し上げましたように若干の不利はございますけれども、年金等につきましては、これは移行する者については、同様に扱ふというふうないたしておるわけでございます。
共済組合の貸付でございますけれども、現在の建前では、やはり貸付は返済しなければならぬということになりますので、こういう面は、借金をひとつ退職手当の中から払つていくというところになるわけでございます。それから短期貸付でございますが、健康保険との比較におきまして、基本的な給付自体も若干低くなる点がございします。また付加給付もなくなるという

う点につきましては、そういう点もございませぬけれども、これは一五％アップによりまして十分まかない得るというように考える次第であります。

長期給付でございますが、これは共済と通算を希望する場合におきましては、共済の退職年金、厚生年金保険の老令年金とが合わせて給付されることになるわけでございますので、まあ勤続期間の長短、あるいは年令等によつて、場合によっては損な者も出てくるかとも思いますけれども、一定の条件がそろいますれば、希望によつて、先ほど申し上げましたように通算が認められますので、別段不利は起こらないというふうなことを考えております。

短期の共済関係の掛金につきましては、健康保険法による掛金のほうが共済に対しては千分の三多くなる、これは制度上そうなっておりますわけでございませぬけれども、これも一五％アップで十分カバーできるといふふうに私ども考えている次第であります。

それから共済関係の長期掛金でございますが、厚生年金保険による掛金のほうが、共済の場合より男子で千分の二・三・五、女子で千分の二・五・六低くなるのでございませぬが、その反面、それに相応する給付額は少なくなるのでございませぬが、この点も先ほど申し上げましたとおり、十分カバーできるのじやないかというふうなことを考えております。

それから失業保険でございますが、失業中は保険給付が受けられるわけでございませぬ。事業団につきましては、保険給付に対応するものでございませぬけれども、いわゆる賃金の千分の八以内の保険料を納付するという点が、

この失業保険に比べれば不利になるといへば不利になるといふ点でございませぬ。

それから福利厚生関係でございますが、郵政互助会、郵政弘済会等の利用につきましては、大体同じに扱つていくという建前でございませぬ。また施設の利用関係につきましても同様に扱われる。

それから開設の宿舍の利用関係につきましては、極力出資をいたす考えでございませぬので、資力がないうちにおきまして、万一出資不可能な場合には適当な措置を講じたいと思つてございませぬ。別段不利はないというふうなことを考えておる次第でございませぬ。

次に、非常勤職員につきましては、先ほど申し上げましたように、移行を希望する向きにつきましても、これは本務者化するわけでございませぬので、むしろ月給制にもなり昇給制度もございませぬし、退職資金もよけいもらえますので、むしろ改善されるものだと思います。この点も先ほど申し上げましたように、十分カバーできるのじやないかというふうなことを考えておるわけでございませぬ。

以上、大体のことを申し上げました次第でございませぬ。

○永岡光治君 だらだら述べられて、不利な点はこうだ、同じような点はこうだ、不利になる点はこうだ、不利になる点はこうだという説明がないものだから、不利になる点はむしろ一五％アップにくつつけてみているのだけれども、結局そういうことではつきりわからな

い。一体そういう問題で不利になる点は、郵政職員に準じて是正するというか、そういう郵政職員並みの救済する

という道はとれないのですか。

○政府委員(板野學君) 先ほど申し上げましたように、一五％基本給が上がれば、その諸手当が、それにはねかえり、その約四〇％でございませぬ。その意味におきまして、それで十分まかないえますけれども、私は先ほど申し上げましたように、不利になる点で、法律上どうしてもできない、制度上できないという点は仕方ございませぬけれども、そういう点ではないものにつきましては、できるだけの実際上の措置をしていきまして、郵政従事員より不利にならないような措置を講じたいというふうなことを考えておるわけでございませぬ。

○永岡光治君 もう一つ心配になるか

ら言うのですが、これはすべて一五％ベース・アップでまかなうというふうな言い方をしているわけですか。これは行った当座は一五％ベース・アップだけれども、長い目で見ておつたならば、私は郵政に残つておつたほうが、これだけの地位に上るが、これだけの給与も上がる、ところが公団に行つた場合に、もっともポストもないし、昇給もない、こういうふうなことになる。長期展望に立つても、一五％アップが相当に響いて、有利になる、そういう待遇は、一応やるわけですか。

○政府委員(板野學君) 郵政従事員がベース・アップなど、いろいろな改善が来ますというのと、どうしても一般の公務員が黙つていられるというのではないと思つてございませぬ。したがって一般公務員のほうも上がってくる、それに比べて事業団のほうも上がってくる、なお事業団に行かれます人は、事業団に行つても、もし復帰を希望いたしますれば、いつでも郵政従事員として復帰できま

して、そうして郵政従事員と同じ処遇も受けられる道も開いておりますわけでございますので、そういう点は、御心配にならなくてもいいのではないかと、いふふうに私どもも考えておる次第であります。

○永岡光治君 それじゃあ、不利になつたら、これは事業団におつたら工合が悪い、希望すればいつでも帰れるのですか。

○政府委員(板野學君) 郵政大臣が移行するように措置をいたし、また本人が帰つてきたいという希望がございませぬれば、いつでも帰つてくるような措置が講じてある次第でございませぬ。

○野上元君 それでは先に進みますか。

○鈴木強君 今の答弁でちょっと聞きたいのですが、ほかに移つていくわけですか。ちょっといいですか。板野局長の御説明ですとね、期末手当の点で、國家公務員が三・四カ月分、郵政職員は三・二五カ月分というのでしよう。二千元から六千円くらいの業績手当というものが郵政職員の場合にはあるわけですね。そうすると、この公団に行く人たちは、三・四カ月の期末手当がもらえらるということになるわけでしょうか、さうすると三・四カ月と三・四と比べてた場合には、なるほど多いのですか。期末手当というものがあつたから、それを加えれば、むしろよくなつたというところは言えるのじやないですか。

○政府委員(板野學君) 三・四カ月と申し上げても、月給のベースが一五％上がついておるわけですから、そこに開きが出てくるわけでございませぬ。

○鈴木強君 どうも局長の答弁というのが、みなこう言つておいて、それで一五％だと、こういう説明をしておる。今そのところで聞きたいのは、たしかそのところについては、さういう二千元から六千円の差があるから、業績手当というものがあつたら、だから考慮するといふことを、今あなたが言つた。さうじやなかつたのですか。

○政府委員(板野學君) 考慮すると申し上げましたのは、たとえば宿舍等に、なかなか収容できない者があつて、その宿舎料がかかるか、あるいは通勤費等に差があるとか、あるいは石炭手当等が少し差があるというふうなものにつきましても、これはできるだけ予算の範囲内において郵政職員に劣らないように考慮したい。こういう工合に申し上げた次第でございませぬ。一般の手当等につきましてはベースもいろいろ、大体先ほど申し上げましたように本給が上がるわけでございませぬので、大体その四〇％程度が、手当等ではね返ってくるわけでございませぬので、さういう意味におきまして、これはむしろ十分カバーできると思つてございませぬ。

○永岡光治君 財源はどのくらいあるのですか。一五％アップでみなまかなえるようなことを言うが、どのくらいの財源を持つておるのですか。

○政府委員(板野學君) 約四千万でございませぬ。

○永岡光治君 四千万円くらいで、そんなものをカバーできるのですか。

○政府委員(板野學君) これは一応の予算上の算定でございませぬ。流用もできますので、十分その点は考慮いた

したいと思ひます。

○野上元君 先ほど永岡委員の質問によつて、向こうへ行つてみて、どうもまずい、思ったような待遇じゃなかつたと言つて、また出れば帰れる措置が十分講じてある、こういう御答弁でありましたので、待遇の問題についてお聞きするのは、あまり意味がないのですけれども、しかし行つた人が続々帰つてくるようなことでは、この事業団を作つた意味がないと思ひます。したがつて私は、そういう意味でお聞きしますが、従来受けておつた待遇よりも、いわゆる労働条件等が下がるというようなことは絶対にないと確認してよろしいのですか。

○政府委員(板野學君) そのとおりでございます。

○野上元君 事業団へ移行するのは、希望によつてどうでもなる、選択権がある、こう考へてよろしいんですか。

○政府委員(板野學君) 事業団へは強制的には移行をさせないという原則でございます。

○野上元君 そうすると、一人一人承諾書をとつてやる、移行希望をとつてやる、こういうことになりませんか。

○政府委員(板野學君) 移行希望調査をとつてやりたいというふうに考へております。

○野上元君 行く人のことは大体わかりましたが、残る人がかりにあるとすれば、どうしても私は行きたくないという人があつたらば、現実には、その機関で働いて残る人は、自分は郵政省へ残るのであるから、その機関で働くわけにいかないということになるか。どういふふうな配置転換をされる

のですか。

○説明員(土生滋久君) 移行しないからといつて不利益な扱ひはしないというのが大原則でございます。しかしながら、現実にはその職場が事業団にいつてしまひますので、やむを得ず部内の他の機関へ配置転換、あるいは場合によつて職種も転換してもらつたということになると思ひます。

○野上元君 単純労働に携わつておる人は、そういう簡単な配置転換があるいは可能かもしれませんが、特に医師であるとか、看護婦であるとか、あるいはその他その機関に必要な技術者が残るといつた場合には、どういふことになりませんか。

○説明員(土生滋久君) できるだけそのようなことのないことを希望いたしますけれども、もしもそういうような場合におきましては、部内にはやはり医療機関もありますので、そのほうで働いてもらうようにできるだけしたいと思つております。

○野上元君 たとえば意地の悪い質問をしますけれども、医者がおつて、その人が行きたくない、しかし診療施設がそつくり事業団へいつてしまつたために、自分の行くところが無い、したがつて医者をやめて自分は郵務課、庶務課へ勤めたいという希望を出したときには、どういふことになりませんか。

○説明員(土生滋久君) 本人の御希望とあれば、また職種転換でありますから俸給も変わりますが、それでもよろしければいつてございませう。希望どおりしたいと思ひます。

○野上元君 その場合、先ほどあなたが言われた不利益な取り扱ひをしない、それが原則であると言われま

が、職種転換して俸給が下がるという

ことは不利益処分になりはしませんか。

○説明員(土生滋久君) 不利益な取り扱ひをする目的をもつてやつたわけじゃないですけれども、本人と納得づくであるということでありませう。決して私は不利益な取り扱ひではないと考へておるわけでありませう。

○野上元君 しかしあなた方は、事業団へ行くことは自由選択権があると言うけれども、先ほど来言つておるようすから、これは郵政省が作つてしまつたのですね。現実には一つの強制と同じなんですよ。したがつて医者の場合、若干俸給は高いと思ひますね。そうしてその俸給に見合つた診療所長なら診療所長をやつておる場合には、そのもよりの庶務課長なら庶務課長というその俸給に見合つた職種に転換する、あるいは郵便局長にする、そういうことをやればいい。そうすれば不利益な処分にはならない。

○説明員(土生滋久君) そのお医者さんが管理者としての適格性が十分であるということでありませうれば、決して職種にはこだわらないつもりであります。

○野上元君 そういうことはおそろくないだろつと思ひます。これ以上突っ込んで質問しませんけれども、いづれにしても、行く人の身分ははっきりするが、残る人のほうがあやふやだといふことになれば、これも問題になりませうから、残る人の不利益処分は絶対にあり得ないことをぜひこの機会に確認しておいてもらいたいと思ひます。

○政府委員(板野學君) そのようにい

たすつもりでございます。

○野上元君 最後にお聞きしておきませうが、冒頭にお聞きしましたように、これらの問題について、新しく生まれたいに研究はしておられないし、スタッフもきまつておられないので、おそらく能力はないと思ひますし、かつまた移行するほうの従業員も、これまたちりちりばらばらで全国に散在して広がつておるわけですから、これまた意思を統一して理事長に当たるといふことも、当分の間困難だと思ひます。しかし郵政当局がこれを作つた以上は、郵政当局がこれを育て、そして局長く見るといふことも、これは一つの責任だと思ひます。

したがつて、郵政当局がこれを作るまでには、相当苦労があると思ひます。その苦労を耐へてもらつて、職員代表である全通等とよく話し合ひをして、これが移行に遺憾のないようにしてもらいたいと思ひます。たとえ

ばこういうふうになりましたからひとつ御了承を願ひたい、こういう行き方はなくして、こういうふうに行きたいがどうだといふふうの話し合ひをしてもらいたい。それでないと、再びこの問題について現実に問題が起つてくるのじゃないかと思ひます。全通もおそろくそうむちやくちやなことをあなた方に要求されるはずはないと思ひます。常識的な問題については、ぜひ全通は責任を果たさなければならぬ立場にあると思ひますから、これまた、その立場を十分に尊重されて、移行までの期間話し合ひを続けられるように特に希望しますから、その点をぜひお答えいただきたいと思ひます。

○國務大臣(迫水久常君) 私も、まさか全通の諸君が、この事業団の発足を不可能ならしめるような破壊的な気持で、いろいろな話し合ひに臨む場合に破壊的な気持で臨むことは、決してないと思ひますから、ただいま野上さんのおっしゃりましたように処置したいと思ひます。

○永岡光治君 今の点ですが、これは郵政省にとつては画期的な一つのあれでありまして、円満にこれが取り運ぶようになつて、円満にこれが取り運ぶらぬと思ひます。その移行にあつたてのいろいろな問題の解明にあつたては、誠意をもつて十分ひとつ話し合つて、了解のもとに円満にいよいよ、これは重ねて要望しておきます。

○奥むめ吉君 まあ私は、今まで質問が出ましたのと、まるで違つた角度から心配してゐるんです。それは官業というものが、いかに能率の上がらないもので、そして心の伴わないものかといふことも、いろいろ見えてきているものですから、ことにこの仕事は弱者を相手ですから、病人なり年寄りの。あるいは診療所なんか健康な人も来るでしようけれども、こういう点で、まあ現にいろいろな仕事が行なわれておるに、いろいろ不平も聞かれます。上位に居る人ほど官業的で、下またこれにならうといふふうな例が非常に多いわけですね。だからそういうことがぜひないようにしてもらいたい。こういう点ではつきり当局の御決意を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(板野學君) 現在の施設につきましても、その管理者となるべき者は非常に適任者を充てておられます、若干のそういう不平もあると思ひ

ますけれども、また非常に親切にして
いただいたおと手紙もたくさん
私のところへ参つております。また今
後、奥先生のおっしゃいましたよう
に、これはもう官業の悪いところと民
業の悪いところと両方とっていくとい
うようなことのないように、十分大臣
も監督権限を発動いたしますし、私
どもも平素事務連絡を十分にいたしま
して、そういうことのないように処置
をいたしたいと思つております。

○光村基助君 保険局長にお尋ねしま
すが、老人ホームがございしますが、老
人ホームは、あれはどういう目的で
作りになつてゐるんですか。

○政府委員(坂野野君) 一番当初は、
御承知のように、終戦後のインフレに
よりまして郵便年金の加入者が非常な
る不利益をこうむりました。この不利
益を回復する手段をいろいろ考えてみ
たのでございしますけれども、現在の
制度なり積立金なりでいえば、どうに
もならぬということございまして、
幾分なりとも、そういう不利益をカ
バーしたいということ、長期の
ホームにつきましては、郵便年金の
加入者なり継続受取人を優先的にとい
うよりも、それを入居せしめておる次
第でございしますが、短期のほうにお
きましては、簡易保険の加入者にお
きまして一定の年令以上の者も、利用
をさせておるといふことございま
す。

○光村基助君 長期の人が入つてゐる
アパートというのですか、家というの
ですか、あれはもう固定して、何人か
の人が固定して、特殊な人に貸して
のとちつとも変わらないじゃないか。
○政府委員(坂野野君) 先生のおつ

しゃいましたとおりに、そういう面が
多分ございしますので、今後のいき
方といたしましてはできるだけ加入者
の方に、公平なるサービスをしたいた
いという考え方のもとにおきまして、
短期のいわゆる保費所と申しますか、
ヘルセンターを大量に作りまして、
そうしてたくさんの方が、できるだけ
公平に利用できるような措置を講じて
いきたいというふうな考へておる次第
でございます。

○光村基助君 それなら非常にけつこ
うですけれどもね、長期の人で、あそ
こへ入つていて、あそこから仕事に
通つてゐるといふ人も聞きますから、
これじゃあ老人ホームを作つた趣旨に
沿わないこと、その点改めて、た
くさんの人が利用できる施設にして
もらいたいというのを希望しておきま
す。

○委員長(安部清美君) 他に御発言も
なければ、質疑は尽きたものと認めて
御異議ございませぬか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(安部清美君) 御意見の
認めます。
これより討論に入ります。御意見の
ある方は、賛否を明らかにしてお述べ
をお願いします。

○野上元君 私は日本社会党を代表し
て、ただいま議題となつております
簡易保険年金福祉事業団法案に対し反
対の討論を行ないます。
近時、各種公園あるいは事業団が雨
後のタケノコのごとく繁殖しつつある
のであります。このことに対する
世論は、まことにきびしいものがあり
ます。すなわちこれら公園、事業団の
設立は、いたずらに古手官僚の経済事

業の感があり、断じて許すべきではな
いというのであります。
しかるに今回郵政省は、この世論に
耳をおおい、簡易保険郵便年金福祉事
業団の設立を企図してゐるのでありま
すが、これも先に述べたものと断絶で
あり、わが党の断じて容認し得ない
ところであります。本事業団設立の理由
の中に、簡易保険及び郵便年金事業の
発展に寄与するためとあります。が、
郵政省が、真に両事業の発展を希求す
るならば、まずもって収益金の一部
を、保険料及び掛金の引き下げを
する等あまねく加入者に還元すること
こそ本質であると思つてあります。
明らかに間接費の増高をもたらす本
業団の設立は、なお時期尚早であると
認めるのであります。本法案に反対す
る理由は以上のごとくであります。以
上をもつて、私の反対討論といたしま
す。

○委員長(安部清美君) 他に御意見も
ないようございしますが、討論は尽き
たものと認めて御異議ございませぬ
か。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(安部清美君) 御異議ないと
認めます。これより採決に入ります。
簡易保険郵便年金福祉事業団法案を問
題に供します。本案を原案どおり可決
することに、賛成の方の御挙手を願
います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(安部清美君) 挙手多数でこ
います。
よつて本案は、多数をもつて原案ど
おり可決すべきものと決定いたしました
た。
なお、本院規則第七十二条により議

長に提出すべき報告書の作成につきま
しては、これを委員長に御一任願いた
いと存じますが、御異議ございませぬ
か。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(安部清美君) 御異議ないと
認め、さよう決定いたします。
本日は、これにて散会いたします。
午後三時四十二分散会

三月二十三日日本委員会に左の案件を付
託された。
一、電波法改正反対等に関する請願
(第二三二九号)
一、北海道岩見沢市元町に無集配特定
郵便局設置の請願(第二三三〇号)

第二三二九号 昭和三十七年三月十
五日受理
電波法改正反対等に関する請願(七通)
請願者 東京都板橋区徳丸町七一
藤枝正雄外千四百四十八
名

紹介議員 大和 与一君
現行電波法及び船舶職員法改正のねら
いは、海運企業合理化の一環として現
在三名を必要とする法律を改悪し全部
一名にしようとするものであり、また
国鉄海岸局の場合、法改悪は即電話
化、機械化による無線通信掛の要員割
減につながるものである。船舶通信士
の削減は、航海の安全を妨げ、無線通
信の発信をますます増大させ、事実上
の電波活用の機能をまひさせるばかり
でなく、直接に海上気象観測報の著し
い減退となり、ひいては国民的災害予
防の上に悪影響を与えるものであるか
ら、このような右二法案改正には反対

である。なお、国鉄連絡船員は現在一
週間実働五十六時間という長時間労働
を余儀なくされてゐるから、これを四
十八時間以内とするよう措置せられ
たいとの請願。

第二三三〇号 昭和三十七年三月十
五日受理
北海道岩見沢市元町に無集配特定郵便
局設置の請願
請願者 北海道岩見沢市長
川村 芳次

紹介議員 千葉 信君
北海道岩見沢市は、本道交通の要衝に
位し、鉱業地帯を背景とする人口約六
万五千人余の商業都市であるが、空知
支庁をはじめ、多数の出先官公署或
は学芸大学、高等学校、更に経済団
体、金融機関等が設置され空知地区教
育、行政、経済の中核として諸施設の
整備とあいまつて一大飛躍の途上にあ
るが、他の都市に比較して郵便区無集
配特定局が少なく、市内に八条、二条
西十丁目の郵便局があるばかりで
替、貯金、振替等の窓口利用はもちろ
ん、郵便物の差出し等についても非常
に不便をきたしている現状であるか
ら、本市元町付近に無集配特定局を新
設せられたいとの請願。